

竈形土製品 再考

神 谷 佳 明

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 研究史

2. 形態の分類

3. 分類から見えたこと

4. 出土遺跡・遺構から

おわりに

— 要 旨 —

竈形土製品については、『考古学研究』に稻田孝司の論文が発表された以後、各地で出土した竈形土製品について地域での集成や検討がなされ、発表されている。今回は、こうした論考を紹介することによって各地域での竈形土製品の理解ができるところから発表順に掲載した。

次に今まで各論考で行われた分類を参考にしながら、全体の形態による分類を行った。今回の分類では特に焚口から掛口の間の形態に注目し、大分類として今まで一般的にみられる裁頭円錐形と土師器甕のような頸部を有する形態で分類、これに底の形態、掛口の形態などを考慮して大分類として2形態、中分類として3形態、小分類として21形態を提示するとともに成整形についても検討を行った。成整形では、竈形土製品については基本的に導入当初の整形であるハケ目による整形を踏襲しているが、一部地域ではヘラナデやナデ、須恵器技法である叩き締めが行われていることが提示できた。

また、分類からは、基本の裁頭円錐形を呈し、付け底形態がほぼ全国的に展開するが、一部の地域では地域色ともいえる形態が出現している。曲げ底形態は畿内を中心に斎宮や太宰府などの官衙と東海西部に分布がみられる。有頸形態は、山陰地方から北陸地方に展開し、一部関東地方へも導入されていることを提示した。

出土遺跡や遺構では、文献資料からも指摘されているように祭祀遺跡や遺構からの出土が多くみられる。本稿でも古墳時代の土器集積、奈良・平安時代の河道や溝、神社・寺院などの宗教施設などでの祭祀行為を伴う遺構からの出土例を取り上げた。こうした出土例をみると継承されている祭祀もみられるが、古墳時代と飛鳥時代以降の律令期では変化がみられることと西国と東国では竈形土製品についての捉え方が異なることを提示した。特に東国では、造り付け竈内からの出土例がみられることから、竈神信仰の普及・浸透による影響による考え、都城や畿内では竈形代による祭祀であるのに対して東国では竈形土製品自体が竈神の依代となっていることを提示した。

キーワード

対象時代 古代

対象地域 全国

研究対象 竈形土製品

はじめに

筆者は、平成27年度発掘情報館最新情報展Ⅰ期の展示「置きかまどと古代人」にて、20数年ぶりに「竈形土製品」^{注1}に取り組むことになった。本格的に取り組むのは拙稿「東国出土の竈形土器についての検討」^{注2}以来のことである。この間にも古代上野からは、十三宝塚遺跡、善慶寺早道場遺跡、富岡小舟遺跡、東前沖遺跡、大道東遺跡、本郷畑内遺跡、推定上野府域などから竈形土製品が出土している。その中で、大道東遺跡では出土遺物整理業務の一部を担った関係から出土した竈形土製品について「大道東遺跡出土の竈形土製品について」と題して若干の考察を行ったが、東日本を概観しただけの状態で見落としていた点も多くあると思われたが、時間的制約もあり不十分な状態での考察であった。

そして今回、展示について的一般向け解説を含めた講演を行うにあたり、再度広域に集成と竈形土製品の使用用途について資料の確認を行った。この結果、竈形土製品については文献資料より祭祀で使用されていたことが指摘されることから、「出土=祭祀」との結びつけを行うことが多くみられる。しかし、文献からの結論を重視するあまり、遺構の性格を十二分に検討していない場面もみうけられた。こうしたことから、出土した竈形土製品の出土遺構の再検討を行うことにした。

また、竈形土製品については庇の状態による分類の他に、焚口と掛口の間の形態から分類できることが知られているが、この要素だけでの分類では不十分な要素もみられることから、新たな分類を提示し、そこから見えて生きた竈形土製品と地域性についても若干の検討を行うこととした。

1 研究史

竈形土製品については、その出土例が増加するとともに特異な遺物の一つであることから各地で集成や考察がなされている。今回、こうした集成や考察を可能な限り紹介し、今後の研究の展開での参考にしていただければと思い入手できたものを紹介する。当初、竈形土製品の研究は、古墳に副葬されていたミニチュアの製品を中心であった。こうした研究としては、島田貞彦^{注3}、小林行雄^{注4}、水野正好^{注5}、近野正幸^{注6}による論考がある。大型の実用品についての研究はやや遅れて行われている。各論考では、地域でのあり方を重視して先駆者の研究を展開しているものが多くみられるが、原則的には発表順に記載したが、同一地域にわたって扱った論考についてはまとめて取り扱っている。なお、敬称は省略させていただいた。

1978年には、稻田孝司によって発表された「忌の竈と王権」^{注7}は、竈形土製品の実用についての検討と竈形土製品についての古代專制君主のひとかたならぬ関心を具

体化することを課題として取り組んでいる。この論考は以後の竈形土製品の研究に与えた影響は大きく、小林行雄や水野正好らの論考とともに竈形土製品についてのバイブル的なものになっている。

まずは、竈形土製品について付け庇と曲げ庇による2形態に分類し、その変遷と地方色についての提示、さらに実用については文献資料を取り上げながら、竈形土製品の持つ祭祀的要素を明らかにしている。さらに王権と民衆での竈形土製品に対する扱いについても言及している。

1986年には、群馬県前橋市荒砥北原遺跡^{注8}から出土した竈形土製品は掛け口を2口もつ特殊な形態であることから鹿沼敏子は復元を行うとともに、周辺地域での集成を行い、水野・稻田の論考をもとに律令国家の影響下で導入された祭祀具の可能性を示している。また、集落での竈形土製品を使用した祭祀は普遍的なものではないとの見方をしている。

1988に筆者^{注9}は、関東甲越地方から出土した竈形土製品の集成を行い、その性格について検討を行った。集成を行った地域では、竪穴建物、特に造り付け竈内部から竈形土製品が出土していることに注目し、竈神信仰での竈神に対する扱いからカマドに竈形土製品を祭ったのではないかと想定した。

水口由紀子は、1987年に『貝塚』^{注10}にて、以前に分析した多摩丘陵北部の集落で竈形土製品が出土していることに注目し、平安時代9世紀から11世紀に南武蔵から出土した竈形土製品について稻田(1978)や金子^{注11}の研究と対比しながら、南武蔵出土の竈形土製品の性格が異なる可能性について問題提議している。

その後、1990年には、『物質文化』^{注12}で竈形土製品を出土した多摩丘陵の集落遺跡を分析し、多摩ニュータウンNo.146遺跡、No.144遺跡の集落が土器生産に関する集落であるとし、同様に多くの竈形土製品を出土した土器生産に関する遺跡とされる千葉県袖ヶ浦市永吉台遺跡や千葉県小見川町妙見堂遺跡の分析も行い、土器生産集団と竈形土製品の関連に注目した。

また、従来の造り付け竈から炉に火盆が変化する過程の時期に位置することと土器生産集団は、土器生産を行っていく中で、生活の場が居住地と生産地を往来することから、竈形土製品を祭祀的要素としてだけでなく日常の火盆としても使用したことを想定している。また、永吉台遺跡では造り付け竈内に竈形土製品が埋め込まれていることに注目し、検討の必要性を説いている。

1990年には、中村信義^{注13}によって兵庫県内から出土した竈形土製品について集成と分析を行い、出土は官衙や豪族の居宅に関する遺構からで、その遺構から土馬、斎串、人形などの祭祀にかかる遺物が多く出土していることから、祭祀に関する遺物と想定し、中央の影響の

強かったのではないかとしている。

1992年には、近澤豊明^{注14}によって竈形土製品についてその形態での部位の定義と分類を行い、造り付け竈との比較、形式分類と変遷、各地から出土したものの傾向と出土状況について分析を行っている。形態分類では、稻田の分類に、掛口の下部が「く」の字を呈する形態を追加し3形態とし、各部位による差異での分類を行い、変遷を提示している。部位の定義した形態分類についてはその後の研究の基礎となっている。

岡野秀典は、1992年に甲斐型土器の研究集会で集成^{注15}、変遷を提示した後、その後、「甲斐国の竈形土器」^{注16}と題して新たに出土した竈形土製品の追加集成、観察を行い、共伴する遺物などを「甲斐編年」に対応させ変遷を提示している。また、竈形土製品の祭祀性についても研究成果をもとに検討を行い、祭祀での具体的な使用法までには至らないが、祭祀で使用された可能性が強いとしている。

1995には、湯原勝美^{注17}によって拙稿(1988)・水口(1990)が関東地方の竈形土製品についての考察を発表した以降も出土例が増加しており、これらの集成を行うとともに、その中で房総から東北南部を中心から出土した竈形土製品についての観察を行い、形態的特徴を抽出し、地域差を明確にしている。

1996年には、上村安生^{注18}によって古代伊勢・伊賀の煮沸具を扱う中で、竈形土製品についても斎宮出土のものを対象に変遷を提示するとともに斎宮以外から出土したものと比較し、違いがあることを提示している。

1997年には黒沢秀雄^{注19}によって茨城県内から出土した竈形土製品についての集成を行い、出土遺構をもとに変遷を提示している。その中で茨城県つくば市中台遺跡と真壁町八幡前遺跡から出土した竈形土製品には古墳時代6世紀に比定できるものが存在するとしている。関東地方では、古墳時代の竈形土製品の出土例がなく、その導入には渡来人が係っていたと想定している。

1997年には森泰通^{注20}によって発掘調査、整理作業を担当している愛知県豊田市江古山遺跡は報告書刊行まで時間を必要とすることから、三河では例がないほど出土量が多い竈形土製品についての提示と出土の背景について検討している。江古山遺跡では丘陵上に5世紀代に古墳が築造され、6世紀末頃から古墳を避けるように集落が8世紀代まで営まれる。竈形土製品は、7世紀後半から8世紀前半にかけて10遺跡30例ほどが出土しており、使用状況や破片での出土から祖靈崇拜などの祭祀に使用されたと想定している。なお、報告書^{注21}は2013年に刊行され、森はその中で、遺跡における竈形土製品の位置づけを行っている。

森(1997)が江古山遺跡の竈形土製品を発表した三河考古10号には、岡安雅彦^{注22}によって三河での竈形土製品

の集成が、検討が発表されている。それによると三河では12遺跡から20例以上が出土しているとされ、これらについての形態的分析と変遷について提示している。それによると三河では曲げ庇が多く、付け庇は1例であるとしている。竈形土製品は7世紀前半に出現し、9世紀代までみられ、その整形はハケからナデへと変化し、時期が下ると把手や凸帯は形骸化するとされている。

1999年には、四柳嘉章^{注23}によって石川県羽咋郡富来町高田遺跡では古墳時代5世紀後半から6世紀前半にかけての祭祀跡が調査され、竈形土製品も7点出土している。竈形土製品は、稻田が分類を提示した中にみられないことから新たに有庇竈一付け庇II類、無庇一II類を提示し、詳細な観察を行い、竈形土製品を祭祀具として取り入れた背景は、以前より存在する石匂炉などへの信仰が基になっていると指摘している。

1999年には、椿徹^{注24}によって山口県豊浦郡豊浦町高野遺跡から5世紀後半から6世紀にかけての竪穴建物などから6例の竈形土製品が出土していることから、長門・周防である山口県から出土した竈形土製品の集成を行い、高野遺跡以外では4例がみられるとしている。この4例のうち2例は6世紀代で残り1例は8世紀代、もう1例は古代であるが時期不詳としている。奈良時代の例は周防国府跡からで他の出土例は集落である。集落からは竪穴建物が6例と多い。使用状況としては内面にススの付着が少なく、掛口の磨滅が顕著に観察できないことから、日常の火処としてではなく祭祀などにおける「ハレ」のときに使用されたと想定されている。

2000年には、鈴木一有^{注25}によって遠江の竈形土製品についての集成と三河との比較が行われた。それによると遠江では以前により掛口を2口のタイプを中心に14例が知られており、出土は大規模な祭祀空間とされている。静岡県浜松市笠井若林遺跡から出土した竈形土製品は1口タイプの裁頭円錐形で、隣接する三河出土と形態や整形で共通点はあるが、細部での違いは顕著であるとされている。

2001年には、千葉孝弥^{注26}によって宮城県多賀城市多賀城跡域外の方格地割りに位置づけられる多賀城市市川橋遺跡からは多賀城関連の遺跡の中でも竈形土製品が多く出土していることから、市川橋遺跡から出土した出土した竈形土製品を集成するとともに器形の特徴、成整形、年代について検討するとともに宮城県内から出土した竈形土製品の出土遺跡の性格から官衙に関する祭祀に使用されたと想定している。

2002年には、鳥羽英継^{注27}によって長野県更埴市屋代遺跡から出土した竈形土製品を契機とし、竈形土製品を概観、屋代遺跡出土の竈形土器についての詳細な観察、長野県内から出土した竈形土製品の分析を行い、屋代遺跡出土の竈形土製品の使用目的を通じて遺跡の性格につ

いての究明を行っている。その性格について、稻田(1987)が提示した別火の火処としての性格が強いとしている。

2003年には、岩橋孝則^{注28}によって山陰地方に分布する土製支脚の集成・形式分類、分布の状況や盛衰と位置づけを主目的にしているが、竈形土製品や造りつけ竈についても集成・分布について検討している。竈形土製品については、この時点での形態差の分布域を提示するとともに地方での使用方法では都城的な祭祀が直接導入されたことには疑問を呈している。

2003年には、渡邊淳子^{注29}によって香川県善通寺市四国学院大学構内遺跡の7世紀後半の溝1(SD01)から大量の土器とともに竈形土製品が出土していることから、これをうけて、讃岐内から出土した竈形土製品についての集成を行い13遺跡から123例の出土がみられるとしている。出土した竈形土製品は6世紀後半から10世紀代にかけてで、最盛期は7世紀から8世紀にかけてであり、形態的には掛口が内傾し、付底が大部分であるが、あまり形態変化をせず中世にいたることと個々の竈形土製品によって個体差がみられるとしている。出土遺構は集落内の堅穴建物や溝・土坑であるとしている。また、坂出市櫃石島の大浦浜遺跡では岡山県笠岡市大飛島の大飛島遺跡と同様にミニチュアの竈形土製品を使用した祭祀が行われた遺跡が存在するとしている。

2005年には、加藤裕一^{注30}によって山陰地方、鳥取県・島根県から出土した竈形土製品について集成がされ、山陰地方での竈形土製品の出現は須恵器陶邑編年T K 208、T K 23併行期に求めることができるとして、10世紀代に消滅していくとしている。さらに出土遺構や山陰地方での火処のあり方の検討から非日常的な使用を想定している。さらに形態的に3分類を行っている。この分類は四柳の分類とは異なるもので、「A類：掛口の立ち上がりが内傾または直立する」、いわゆる裁頭円錐形、「B類：掛口が外方に屈曲し、くの字を呈する」、石川県高田遺跡などから出土した形態、「C類：掛口が外販しながら立ち上がり、如意状を呈する」、米子市砥石山遺跡など山陰地方でみられる形態に分類している。この分類をもとに形態的な変遷による竈形土製品の変遷を提示し、各地域での各形態の消長を論じている。

2009年には、藤田道子^{注31}によって大阪府四條畷市藤屋北遺跡から出土した竈形土製品は図化しただけで100点を超えることから、これらを掛け口や底の形状と外面の整形により分類している。ここでは掛け口を4形態、底を3形態、整形を3種類に分類し、それぞれの組み合わせによる結果、掛け口がA形態とした屈曲してやや幅の広い平坦面をつくる形態には平行叩きによる整形が施され、D形態とした内湾して上内方にのびる啓太はハケ目による整形が施されており、複数の系統があることを提示している。

2010年に筆者^{注32}は、群馬県太田市大道東遺跡の推定東山道側溝から出土した竈形土製品は、その形態が北陸地方の影響を受けていることを指摘した。使用目的については、出土時期が7世紀末から8世紀初頭に想定でき、当時の東北の状況から、交通にかかる祭祀の可能性が強いとした。

2012年に横浜市歴史博物館では、古代を中心としてカマドに対する信仰の様相を展示、解説^{注33}する中で竈形土製品についても出土状態などから、その神聖性を示唆している。竈形土製品については、関東地方を中心にその信仰性を提示するにとどまるが、古代の火処の中での位置づけや信仰を考える上では示唆に富む展示である。

2013年、森^{注34}は以前、江古山遺跡の整理作業を進める中で三河では例が少ない竈形土製品を多く出土したことから、『三河考古10号』^{注18}に考察を行った。今回、整理作業を完了し、報告書^{注19}を刊行する中で前回提示した江古山遺跡での墓域と集落の関係や使用状態、出土状況からより、出土した竈形土製品は古墳を構築した集団の子孫による祖靈崇拜の祭祀に使用したものであるとしている。

2014年には、古川一明^{注35}によって東北地方では、出土例の少ない羽釜形土器、竈形土製品、三脚土器について東北地方でどのような変遷と性格について論じている。竈形土製品については、分類、比較、分類、使用方法、東国での出土例を見ながら、東北地方出土の竈形土器についての系譜についての検討を行い、非日常的な儀式用具と理解している。その中でも最近増加している仏教関係遺跡からの出土から寺院や壇越などでの使用を想定している。

2015年には、飯田陽一^{注36}は群馬県高崎市吉井町本郷畠内遺跡から出土した竈形土製品について土器集中地点という県内で初出の出土状況であることから検討を行っている。群馬県内の竈形土製品は寺院や豪族居宅などの区画溝や推定東山道側溝などと堅穴建物からに大別できるとしている。そのうち、区画溝や側溝などは祭祀での使用を窺わせるもの、堅穴建物からの出土については、小片が多く視覚的に祭祀との結びつきは低いとし、造り付け竈に据えた竈での祭祀を想定している。これらの状況から本郷畠内遺跡での竈形土製品の出土は堅穴建物の例に近いとしている。

この他に竈形土製品については、全国を対象として埋蔵文化財研究会による造り付け竈、古代の土器研究会による煮沸具について行ったシンポジウムでも取り上げられている。竈形土製品はすべての地域で取り上げられてはいないが、その資料集^{注37・38・39}には一部の地域のものが、取り上げられている。また、造り付け竈とともに半島から導入されていることから造り付け竈の論考の中で取り上げられているものもある。

2 形態の分類

分類については、稻田(1978)による付庇形態と曲庇形態による分類が、その後も研究を行っていく中で基礎となっている。稻田の分類では、竈形土製品そのものの分類も注視しているが、竈形土製品に組み合わされる釜形土器にも注目し、付け庇形態には胴部より口縁部系が広い形態の古墳時代以来の甕、曲げ庇には羽釜形の釜が組み合せられるが原則としている。その後、竈形土製品について論考を行っている近澤(1992)、四柳(1999)、加藤(2005)、古川(2014)等は、それぞれ稻田の分類を発展、展開させている。

今回、分類を行うに当たって竈形土製品の分布を概観すると全体の形態、近澤が提示した掛口の状態を一次的な分類基準とする方が適切とみられる。この時点の分類を大分類とし、焚口と掛口の間に頸部を持たない裁頭円錐形状を「無頸」、山陰地方や北陸地方で多く見ることができる焚口と掛口の間に「くの字状」などの頸部をつくる形態を「有頸」とした。

次に稻田が指摘している庇の形態に注目すると曲げ庇形態は畿内を除くとその分布が限定される傾向が窺える。こうしたことから無頸形態では、中分類として付け庇形態、曲げ庇形態に分類した。有頸形態では、この分類はみられないでのこの段階は一分類とした。なお、付け庇形態、有頸形態では、庇が貼付された有庇とされていない庇がない形態が存在するが、これは、竈形土製品の新しい段階で発生するとみられ、竈形土製品が変化する中で簡略化によるものと考えるが、一部には8世紀初頭に位置づけられるものが確認されるため、必ずしも簡略化だけではない可能性もある。

今回、形態については、以下のような分類が可能と考えられる。

無頸一付け庇形態

この形態は、焚口上部が砲弾状または弧状を呈し、基部に比べ掛口の径が小さくなる。体部は、張りを持つなど丸みを有する形態と円柱状の形態が存在する形態をA、円錐形の上部を裁断したように基部径に比べ掛口径が小さくなる裁頭円錐形を呈する形態をB、基部径と掛け口径の違いがほとんど見られない円柱状を呈する形態をCに分類できる。なお、前記のようにこの形態では、全体の形態を重視したため一部で無庇のものも含む。

A形態とした個体は、焚口上部の形態によって3形態に分類できる。基部径が大きく、円柱状に焚口上部まで立ち上がり、ドーム状の天井部ともいえる部位を有し、その中央に掛け口を有する形態をa、焚口の上部が砲弾状または弧状に丸々形態を呈する。このうち、大きく内側に内湾する形態をb、a形態に近いが、掛け口上部の内湾状態が大きくななくわずかに内側に傾く形態をcとした。

A a形態には、径50cmほどの大きな円柱状の体部を呈

し、焚口上部がドーム状を呈し、その中央に基部の径の半分ほどの掛け口を持つ。この形態には、大阪府堺市伏尾遺跡谷地(第1図-1)、鳥取県東伯郡泊村園第6遺跡柵SA01から出土したものが該当するが、全体がわかる個体は伏尾遺跡から出土した1例だけしか存在しないため不明確な点もある。年代は、それぞれ伏尾遺跡が5世紀、園第6遺跡が陶邑編年MT15の6世紀前半に想定されている。こうした年代観からA aは竈形土製品が導入された当初から存在していた形態とみられる。

A b形態には、山形県三軒屋物見台遺跡大溝SD15(第1図-2)、石川県羽咋市寺家遺跡SBT25堅穴建物、鳥取県倉吉市夏谷遺跡27号堅穴住居、香川県下川津遺跡溝SD III25、茨城県つくば市中台遺跡D区第4B号堅穴住居、真壁町八幡前遺跡2号堅穴遺構、大阪府茨木市溝昨遺跡埋没河川、阪南市亀川遺跡落ち込み、福岡県北九州市長野A遺跡から出土の竈形土製品が該当する。三軒屋物見台遺跡から出土した竈形土製品は比較的残存状態が良好で、基部からやや体部に張りを持ちながら立ち上がり、焚口上部から掛け口にかけて内湾する形態である。しかし、この竈形土製品は庇が焚口上位の際にだけ貼付されたものが残存しているため、一見曲げ庇形態にも見えるが、体部からの折り曲げがみられず、体部から庇の貼付痕が観察できることから付け庇形態とした。また、整形はハケ目ではなくヘラナデとナデを主体としている。下川津遺跡から出土したものは上半が残存、寺家遺跡と夏谷遺跡から出土したものは残存状態があまり良いものではないが、この形態に分類できる。なお、三軒屋物見台は6世紀、寺家遺跡は7世紀前半、夏谷遺跡は共伴する須恵器が陶邑編年のTK23に比定されることから5世紀後半、下川津遺跡は7世紀後半、溝昨遺跡や亀川遺跡は6世紀、長野A遺跡は古墳時代後期に想定される。

A c形態には、A bのように大きく内湾していないが、焚口から掛け口の間が比較的高く、焚口付近から掛け口にかけてはやや内傾している形態である。この形態には、大阪府大阪市難波宮下層、群馬県甘楽町善慶寺早道場遺跡19号堅穴住居から出土した個体が該当する。なお、善慶寺早道場遺跡のものは庇が貼付されていない無庇形態である。この他に、全体の形態はA c形態とほぼ同様であるが、掛け口付近で直立からやや外反する形態に大阪府松原市大和今池遺跡土坑SK123から出土したがある。これらの竈形土製品は、出土した遺構の年代から難波宮下層が7世紀、善慶寺早道場遺跡が8世紀第1四半期に想定される。

B形態とした稻田(1978)が提示した裁頭円錐形を呈する形態である。この形態は、全国各地からの出土例を見ることができる。その中でも器高が基部径より高いものをaとし、器高が基部径よりきわめて低い形態をbとした。aは、体部が直線的な形態、焚口上部が直立する形態、

庇の形態、焚口、基部、掛口などの形態に違いがみられるが、この段階では同一の分類で扱うこととした。なお、aとbは平面形態が基本的に円形を呈しているが、これに対して、平面形態が長方形を呈する形態をc、この他に基部端部が高杯などの脚部端部のような形態で、掛口が平坦面をつくる形態をd、掛口を複数有する形態をeとした。

B a形態は、平城京(左京九条三坊東堀河第1図-3)をはじめ各地でみることができる裁頭円錐形状の竈形土製品であるが、これらの中も基部から掛口まで直線的な形態、焚口上部付近からやや直立する形態、体部下半に張りをもつ形態などがみられる。しかし、これらの形態では、明確な基準を設定することが難しく、どちらの形態とも捉えることができる個体が存在するため細分を行わないで一括で取り扱うこととした。なお、明確に分類が可能な個体としては、焚口上部から掛口が直立気味に立ち上がる個体として神奈川県平塚市四之宮下郷遺跡群4区3号竪穴住居(第1図-4)から出土したものが該当する。

B b形態は、基本的にはaと同様であるが、基部径や掛口径に比較して極端に器高の低い形態を呈する。この形態には、富岡市小舟遺跡29号溝、長野県諏訪市千鹿頭社遺跡5区50号竪穴住居、塩尻市下境沢遺跡20号竪穴住居、難波宮下層、香川県善通寺市四国学院大学構内遺跡溝1(第1図-5)から出土したものが該当する。それぞれの規模は、富岡小舟遺跡のものが、基部径35.5cm、掛け口径が推定26cm、器高21.6cm、四国学院大学構内遺跡は、残存状態が悪いため推定地であるが、基部径48cm、掛け口径26cm、器高24cmとB aに比べると3分の2程度の器高しかない。このため、この竈形土製品に掛ける甕や釜の形態も口径か胴部径が相当大きなもので、器高の低いものを掛けないと機能しない。これらの竈形土製品の年代は、富岡小舟遺跡は共伴する土器の年代が7世紀から9世紀前半、千鹿頭社遺跡は8世紀代、下境沢遺跡は10世紀代前半～中頃、難波宮下層が7世紀代、四国学院大学構内遺跡は7世紀から8世紀に想定される。これらの竈形土製品については、口径や胴部径がかなり大きく、器高の低い甕や釜の存在が確認されておらず、使用状態の想定が難しい竈形土製品である。

B c形態は、正面觀はB aと同様に直線的な裁頭円錐形を呈するが、焚口を正面として四方に角を有し、各辺が若干脹らむがほぼ長方形を呈する形態である。この形態は群馬県境町十三宝塚遺跡寺域北東溝(第1図-6)、高崎市下佐野遺跡4区43号住居跡、本郷畠内遺跡2号遺物集中などが該当する。この他にも小片のため断定できないが、可能性のある個体に下東西・清水上遺跡167号住居11、鳥羽遺跡J 12号住居跡6などが該当するとみられる。この形態も全体がわかる個体が十三宝塚遺跡か

ら出土した1例だけしか存在しないため不明確な点もある。また、出土地域も上野に限定しており、この地域限定で生産された可能性が高いが、古代上野では無頸B aや有頸形態も出土していることから地域でのあり方が問われる形態である。これらの竈形土製品は、出土遺構に共伴する土器の年代観から概ね8世紀代に想定される。

B d形態は、基部が高杯脚部や長頸壺高台のような形状を呈し、掛け一定の幅で平坦面をつくるか、端部が平坦である形態である。この形態には、一般的な裁頭円錐形と同様に体部が比較的直線的な形態と体部中ほどに張りをもつ形態がある。直線的な形態には、千葉県袖ヶ浦市永吉台遺跡西寺原地区1号竪穴住居、36号竪穴住居、57号竪穴住居から出土したものが該当する。体部に張りをもつ形態には、千葉県佐倉市内田端山越18H A 5号竪穴住居、市原市坊作遺跡231号竪穴住居(第1図-7)、袖ヶ浦市永吉台遺跡西寺原地区1号竪穴住居、36号竪穴住居から出土したものが該当する。なお、永吉台遺跡から出土した竈形土製品は、掛けが肥厚せず平坦面を作るだけのもみられ、内田端山越遺跡や坊作遺跡のものは細部で異なる。また、内田端山越遺跡から出土したものは、酸化焰焼成ではあるが、外面に平行叩き痕、内面にアテ具痕が残るなど整形は須恵器の技法によるものである。この形態は、現在のところ上総と下総の房総地域で出土しているだけである。これらの竈形土製品は、出土遺構に共伴する土器の年代観から概ね9世紀～10世紀代に想定される。

B e形態は、前記のように掛けを複数有する形態である。ここでみられる掛けは、体部と同様に筒状を呈している。この形態には、群馬県前橋市荒砥北原遺跡コの字状区画の区画溝(第1図-8)、前橋市下東西・清水上遺跡56・58号竪穴住居が該当する。なお、下東西・清水上遺跡から出土したものは掛けのごく一部片である。これらの竈形土製品は、出土遺構に共伴する土器の年代観から概ね8世紀代に想定される。

Cとしたものは、円筒形を呈する形態で、裁頭円錐形が基部径と掛け口径に差がみられるのに対して基部径と掛け口径がほぼ同径か、ほとんど差異のない円筒状の形態を対するものである。なお、ここでの円筒状は、正面からの形状を重視しており、側面はやや基部径が大きい裁頭円錐形に近い形態も含む。この形態もBの裁頭円錐形と同様に器高と基部径の比率によってaとb、掛けを複数有するcに分類した。なお、C形態は、a～cとも出土遺構の年代幅が広く古墳時代後期から9世紀にかけてである。

C a形態は、掛け径より器高が高い形態である。この形態には、鳥取県鳥取市高住牛輪谷遺跡A 1区9～13・37層、山梨県御坂町二之宮遺跡268号竪穴住居(第2図-1)、神奈川県平塚市四宮下郷遺跡群2区7号竪穴住居、

4区44号竪穴住居、福島県いわき市荒田目条里遺跡表土I・IIから出土ものが該当する。高住牛輪谷遺跡からは、2例(209・210)が出土しているが、209(第2図-2)は左側面に付属の掛口が造られている特殊な形態である。

C b形態は、付け庇B bとした形態と同様に掛け口径と器高の差異がほとんどないか、同じ形態である。この形態には、兵庫県姫路市白鷺中学校プール遺跡出土や山梨市七日市遺跡4号住居、韮崎市宮ノ前第2遺跡2号竪穴住居、石和町狐原遺跡7号竪穴住居、韮崎市宮ノ前遺跡338号竪穴住居(第2図-3)などが該当する。この他、全体の形状が不鮮明であるが、多摩ニュータウン遺跡群206遺跡出土のものも該当するとみられる。

C c形態は、正面から見た形態は円柱状であるが、掛け口を複数つくるため平面形態は横に長い楕円形状になる。また、掛け口面はB eとは異なり、平坦面に複数の掛け口を開けた状態である。なお、掛け口には2口と3口がみられる。この形態には、2口のもとして静岡県浜松市西畠屋遺跡西区土器集積10(第2図-4)、東区河川内C14区S X101(第2図-5)、下滝遺跡C・S K21、E 7 S X16、3口のものとして大阪府讚良郡条里遺跡第11～2層、259土坑(第2図-6)から出土したものが該当する。なお、西畠屋遺跡から出土した個体は、庇が焚口端部に作られており、付け庇か曲げ庇化は明確ではない。また、西区土器集積10から出土した1例は焚口が正面中央ではなく、右側に寄ったものである。讚良郡条里遺跡第11～2層から出土したものは、図上では庇がない形態とみられる。なお、讚良郡条里遺跡では、B a形態の竈形土製品の出土もみられる。

無頸一曲げ庇形態

この形態は、無頸形態の付け庇形態Bと同様に基部径が大きく掛け口径が小さい裁頭円錐形を呈し、庇や内部、把手について稻田は、「焚口を切開した後に切り口を折り曲げて作られているから、体部とはひとつながりになる。釜孔の内側に粘土を厚く貼りつけ、また焚口の両側近くの内側と奥壁内側に支柱帯を貼りつける特徴もみとめられる。持ち上げの際に手をかける施設についていえば・・・曲げ庇系には例外なく下方向きの角状把手がつく。」と指摘している。

曲げ庇でも掛け口の状態で2形態に分類ができる。体部から掛け口が直線的な形態をA a、掛け口が内湾または平坦面を作る形態をA bとした。

A a形態は、前記のように基部から掛け口まではほぼ直線的であるが、一部には把手付近でわずかに内傾する個体もみられる。また、掛け口端部は肥厚させ、平坦面を作る個体がほとんどであるが、その形態には複数の形態が確認できる。この状態は、個体差なのか年代的な変化、地域的变化なのかについては明確にできなかった。この形態には、稻田が指摘しているように大阪府難波宮下層や

藤井寺市船橋遺跡、東大阪市鬼塚遺跡、長岡京跡など畿内に多くみられる他に、福岡県太宰府跡宮ノ本土壙出土、小郡市干潟遺跡、滋賀県長浜市大塚遺跡溝S D 0006、三重県斎宮跡、愛知県豊田市江古山遺跡不明遺構S X03(第2図-7)、豊田市梅坪遺跡建物S B 607、S B 741、豊田市塚越遺跡包含層、静岡県浜松市笠松若林遺跡溝S D 03、長野県更埴市屋代遺跡群1号竪穴住居などから出土したものが該当する。このうち太宰府跡と笠松若林遺跡から出土した個体には、体部の基部付近が外反する個体がみられる。江古山遺跡S X03から出土した個体は焚口上部の庇は曲げ庇形態であるが、焚口の両側には基部から掛け口まで凸帯が貼付されている。なお、梅坪遺跡S B 741や塚越遺跡から出土した個体は上半部しか残存していないが、江古山遺跡のものと同様な凸帯がみられる。こうした凸帯は、先の江古山遺跡で複数や岡崎市矢作川河床遺跡渡A地点などでも見ることができるが、同じ曲げ庇形態の竈形土製品を出土する遠江ではみられないことから、凸帯を貼付する形態は三河特有な形態とみられる。また、滋賀県草津市横土井遺跡S X01では焚口上部に曲げ庇が作られている他に、焚口周囲に付け庇が貼付された特異な形態が出土している。

A b形態は、掛け口が内湾または一定の幅をもつ平坦面をつくる形態である。個体数が少ないため細分は行っていない。この形態には、三重県度会郡御園村高向A遺跡竪穴住居S B 101、静岡県浜松市井通遺跡溝S D 3004下層(第2図-8)、宮城県多賀城市市川橋遺跡溝S D 287や整地層から出土したものが該当する。高向Aは、掛け口に平坦面をもつ形態、井通遺跡は内湾する形態である。井通遺跡から出土した個体は、残存状態があまり良くないが把手の痕跡がみられない。また、市川橋遺跡から出土した個体は、庇から掛け口にかけての破片のため、全体は不明である。

A c形態は、無頸一曲げ庇A cに類似した形態で、焚口から掛け口の間が比較的高く、焚口付近から掛け口にかけてはやや内傾している形態である。この形態には、山口県豊浦町高野遺跡竪穴建物S B 06002(遺物N0.2029・2030)、S B 06003(2055(第2図-9)・2056)から出土した4例が該当する。2030はやや残存状態が良くないため不明な点もあるが、残りの3例は比較的良好な状態である。それぞれ、形態に焚口から掛け口までの高さの比率などに差がみられる。これらの竈形土製品は、出土遺構の年代から6世紀前半から中葉に想定される。

有頸形態

有頸形態については、稻田(1978)は「鳥取県・島根県地方の竈形土器には、・・・(途中省略)・・・体部上端をかるく外反させて甕の口縁部に似た釜孔をつくるのもこの地方の著しい特徴」として竈形土製品の地方色として取り上げている。今日、その出土例をみると鳥取県や

島根県に限定されず、東日本でも出土例を見ることがある。こうした状況から大分類の分類とした。さらに中分類として頸部がくの字状、またはコの字状を呈し、基部径と径部径に大きな差がみられ、球胴形態の甕上半のように体部が大きく膨らむA形態。A形態と同様にくの字状形態を呈するが、A形態のように基部径と頸部径に大きな差をもたず、体部が長胴甕上半のようなB形態。体部は裁頭円錐形にやや張りをもたせた状態であるが、焚口や庇の上部にわずかな頸部をもつC形態に分類できる。この分類のうち、A形態とB形態は四柳が提示した分類の「有庇甕一付け庇II類」、「無庇甕—I類・II類」、C形態については、加藤が提示した分類の「C類」に相当すると考える。また、本来の竈形土製品とは異なるが、関東南部でみられる甕の下半を取り除き、口縁部から胴部上半を竈形土製品と同様に焚口をもうけて転用した個体をD形態とした。

A形態は、四柳(1999)が高田遺跡の出土資料で頸部の形状が「くの字状」を呈する形態をA類、「コの字状」を呈する形態をB類と提示している。ここではBに該当するものが少ないが、四柳分類のA類をA a、B類をA bとした。

A a形態は、前記のように高田遺跡祭祀遺構出土350(第3図-1)、鳥取県米子市研石山遺跡5区S B 07、島根県出雲市三田谷I遺跡堅穴建物S I 16号、青木遺跡神社遺構(H91)、江津市半田浜西遺跡東側土器溜り、群馬県太田市大道東遺跡推定東山道側溝から出土した竈形土製品が該当する。高田遺跡や研石山遺跡、三田谷I遺跡では5世紀後半から6世紀にかけて、半田浜西遺跡が6世紀後半の年代観が想定されている。これに対して大道東遺跡では7世紀末から8世紀初頭、青木遺跡は神社遺構の存続時期が8世紀中葉から9世紀初頭に想定されており、竈形土製品もこの年代観が想定されている。また、前3例の頸部は「くの字」の状態が明確であるのに対して後2例はやや退化した様子が見られる。これは、年代が下ることによる形態の退化とみられる。なお、平塚市六ノ域遺跡70号堅穴住居からも類似した個体が出土している。この個体は、掛口口縁部が角状に肥厚するものであるが、掛口の一部しか残存していないため今回は参考にとどめる。

A b形態は、高田遺跡祭祀遺構351(第3図-2)、352や島根県益田市久城西I遺跡東区加工段1・加工段7から出土したものが該当する。この形態は、現状ではこの3例だけである。高田遺跡はA a形態と同様な6世紀代、久城西I遺跡でも同様な年代観が想定されている。なお、久城西I遺跡から出土したものうち、加工段1から出土したものは庇が貼付されたり、設けられていない。加工段7から出土したものも焚口上部がわずかに外側に引き出されているが、曲げ庇のような明確なものではない。

B形態は、四柳(1999)が高田遺跡の出土資料でC類と

した形態である。四柳は、「A・B類にくらべて体部の張がと口縁部の屈曲がやや弱い(くの字状口辺部の外反が弱い)。体部中央を逆U字状にくりぬいて焚口をしている。庇はない。」とした形態で、土師器の煮沸用甕の口縁部と同様な形状した形態をaとした。これに対して、頸部の屈曲が大きく甕の口縁部とも言える部分が水平に近い状態で開く掛口をもつ形態をbとした。

B a形態は、京都府綾部市青野南遺跡S K 8209、高田遺跡(遺物N0.353(第3図-4))、新潟県真野町旗射崎遺跡(第3図-5)(報告書によると出土状況は農道下の表土を除去した時に検出したもので、遺構については明確ではないが一部に堅穴住居の床面のような硬化面を確認しているとされている。)、前橋市東前沖遺跡23号堅穴住居が該当する。青野南遺跡は7世紀前半、高田遺跡は6世紀代、旗射崎遺跡は、共伴する須恵器から奈良時代末～平安時代初期、東前沖遺跡は、共伴する土器から7世紀代4四半期の年代が与えられている。

B b形態は、新潟県真野町若宮遺跡、新潟市的場遺跡(第3図-6)、兵庫県八鹿町朝倉遺跡が該当する。若宮遺跡と的場遺跡から出土したものは、頸部から上部の開きが大きく、庇が貼付されていないが、朝倉遺跡から出土した個体は、体部が逆頭砲弾形を呈し、頸部から上部の開きがやや弱い、そして焚口の周囲に庇が貼付されている。このように若宮遺跡・的場遺跡と朝倉遺跡とは、形態に違いがみられるため本来なら、細分をするべきであるが、ともに2例と1例しか確認できないため、今回は細分までには至らなかった。また、若宮遺跡や的場遺跡から出土したものには、庇の貼付や設けられた痕跡はみられない。

C形態は体部が裁頭円錐形や円柱状に近いが、掛口下にわずかに外反する頸部を有する。加藤はこれを「掛け口が外反しながら立ち上がり、如意状を呈する。」としている。この形態は、古代山陰道に分布する形態で、他の地域ではみられない形態である。なお、この形態は、個々の個体で若干の相違はみられるが、大きな違いがみられないことから单一の形態とした。代表的なものは、鳥取県淀江町福岡谷ノ上遺跡S I 05、鳥取市今在家下井ノ上遺跡溝S D 40遺構外、米子市研石山1区S S 04(古墳後期～末)、島根県安来市石田遺跡1-3土器溜り、石田III遺跡I-S区S R 01(出雲4期)、高広遺跡S X-01下層、松江市福富I 4 A区建物S B 05、出雲市中野清水遺跡祭祀遺構、京都府福知山市石本遺跡土坑10(第3図-7)などから出土しているものがある。

こうしてみるとC形態は、丹波でもみられるが、その中心は岩橋(2003)や加藤(2005)が提示しているように出雲と伯耆にかけてであるとみられる。

D形態は、前記のように甕を転用したもので、焚口の部分を丁寧に打ち欠いて作成している。この形態は、千

葉県我孫子市日秀西遺跡009号竪穴住居(第3図-8)、柏市大井東山遺跡045号竪穴住居、神奈川県横浜市権田原遺跡B H41号竪穴住居(第3図-9)から出土したものが該当する。それぞれの年代は、甕の形態から日秀西遺跡が6世紀後半、大井東山遺跡が古墳時代後期、権田原遺跡は7世紀前半に想定される。なお、権田原遺跡では転用竪形土製品が竪の脇に据えられた状態で出土しており、その脇からはこの転用竪形土製品の口径とほぼ同じ胴部をもつ甕が出土しており、セット関係が窺えるとのことである。また、日秀西遺跡009号竪穴住居からは図示されていないが、竪形土製品の破片が出土しているとのことである。

こうした有頸-D形態の出土は、D形態が出土した地域にも有頸-A～C形態が導入されており、この形状をもとに土師器甕を加工したことが窺える。

成整形について

竪形土製品は、幅の広い粘土紐を巻き上げて裁頭円錐形なり甕の上半状に成形し、外面はハケ目状やヘラ状工具、内面は同様な工具かナデによって内外面から輪積痕を消し整えている。この際、当然内面は外面に比べて簡略な整形で済ませてしまうものが存在する。持ち手としての把手はハケ目が施されているものがみられることから成形の段階で貼付されている。また、その後、逆U字状なり長方形状に焚口を切開し、付け庇形態では焚口の周囲に庇を貼付、曲げ庇形態では焚口上部をやや外側に反らせてとともに粘土紐を貼付して庇を形つくる。さらに背面に煙り出し用の孔を開ける。なお、煙孔の穿孔は最終段階ではなく、成形の段階で行われたとみられる。

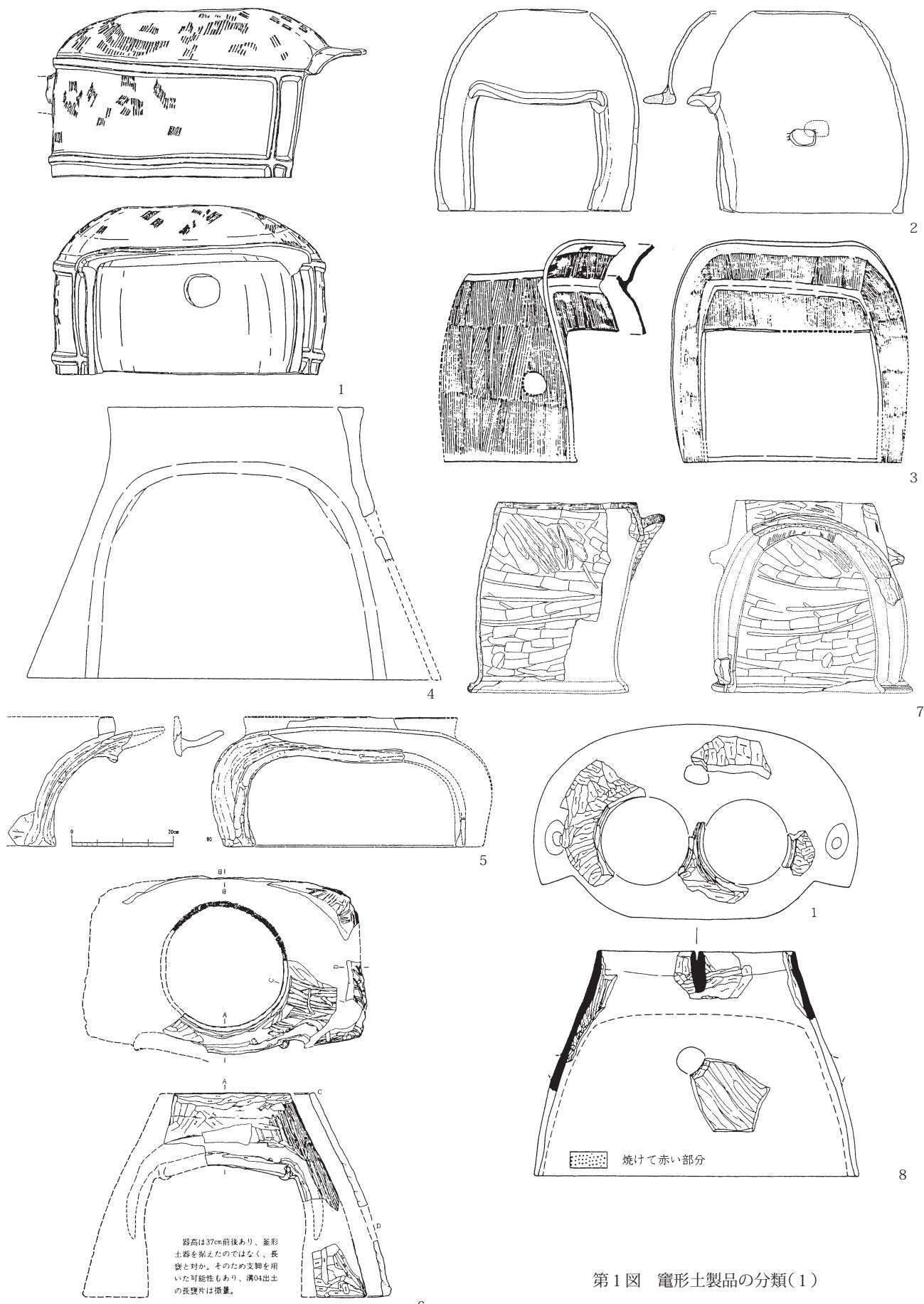
ここで注目したいのは、成形では粘土紐をどちらから巻き上げるかである。多くは、基部に平坦面を作っていたり、幅広い状態であることから基部側から粘土紐を巻き上げて成形しているが、相模の竪形土製品には掛口側が平坦で一部には木葉痕が残る個体がみられることから、掛口を下にして粘土紐を巻き上げ成形していることがわかる。上総や下総など房総地域でみられる無頸一付け庇B d形態は基部の形状が須恵器高杯などの脚部と同形態であることから、これも掛口側を下にして作成したことことがわかる。また、無頸一曲げ庇形態にも基部下位が外反する形態がありこれも掛口側からの作成が窺えるが、現状では明確にできていない。

整形は、竪形土製品が造り付け竪とともに朝鮮半島より導入された5世紀代の土師器甕整形と同様にハケ目によるものが一般的であるが、年代が下るとともに関東地方では甕胴部整形がハケ目からヘラ削りに変化するよう竪形土製品にも同様な変化がみられるものが出現する。その代表的な地域に上野があるが、この整形については広く導入されておらず、古墳時代以降の伝統的な整形技法を維持する竪形土製品が圧倒的な割合を示し

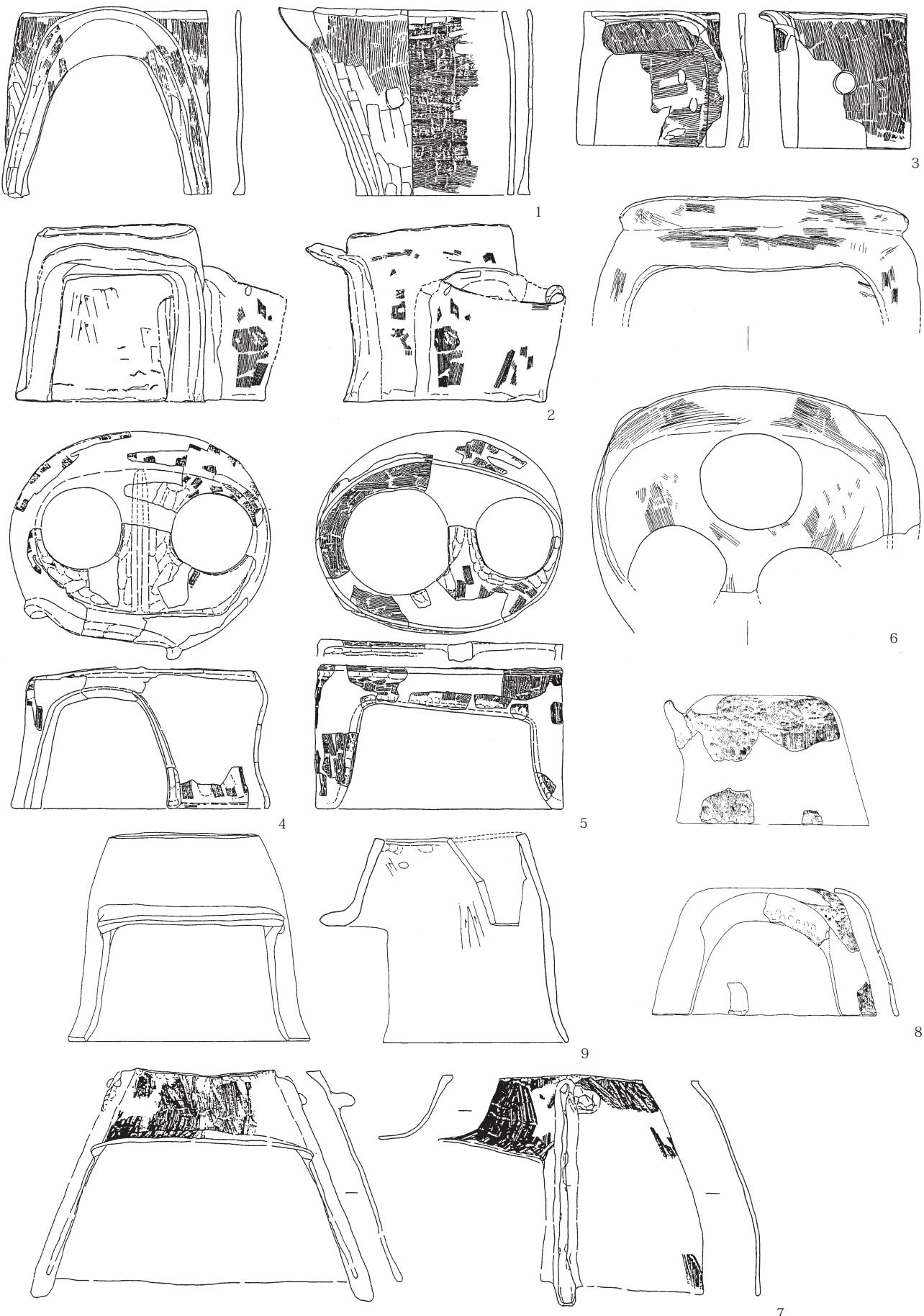
ており、外観にも竪形土製品のあるべき姿を求めるなど特殊性が窺える。なお、上野以外で竪形土製品にハケ目以外の整形方法を導入しているのは、出羽の三軒屋物見台遺跡、信濃の屋代遺跡群1号竪穴住居、武藏の埼玉県上里町中堀遺跡遺構外、八潮市八條遺跡4号竪穴住居、東京都多摩ニュータウン遺跡群No.818遺跡H2竪穴住居、No.206遺跡H6竪穴住居、上総の永吉台遺跡、伯耆の鳥取県名和町名和中畠遺跡竪穴住居4、米子市石州府第4遺跡遺構外をはじめ山陰地方の一部など一部でヘラ削り、ヘラナデによって整形された竪形土製品がみられるが、現状では、一部地域で例外的に作成されたものとの理解できる。上野をはじめとする関東地方から出土したヘラ削りやヘラナデによる竪形土製品は、8世紀代以降の遺構から出土している。上野以外では、9世紀以降の遺構からの出土が多い。なお、三軒屋物見台は6世紀、名和中畠遺跡は共伴する須恵器からT K217併行期7世紀前半に比定されている。これらヘラ削りやヘラナデによる整形の竪形土製品は、無頸一付け庇形態に分類されるものである。また、石本遺跡出土No.199は、大部分がヘラナデであるが基部にハケ目が残ることからハケ目整形後にヘラナデが行われたとみられる。なお、同遺跡からはハケ目整形がそのまま残る個体も出土している。

以上、成整形の状態を概観したが、成形では基部からと掛口から粘土紐を巻き上げての2通りの方法がみられる。整形は石本遺跡出土No.200にみられるハケ目後ヘラナデ整形もみられるが、基本的には、ハケ目によるものとヘラ削り・ヘラナデによる2通りの方法であるが、ハケ目による整形が主流で、煮沸具がヘラ削り整形を取り入れた地域でもハケ目を取り入れていることから、竪形土製品では外見も伝統的要素が重視されていたとみられる。

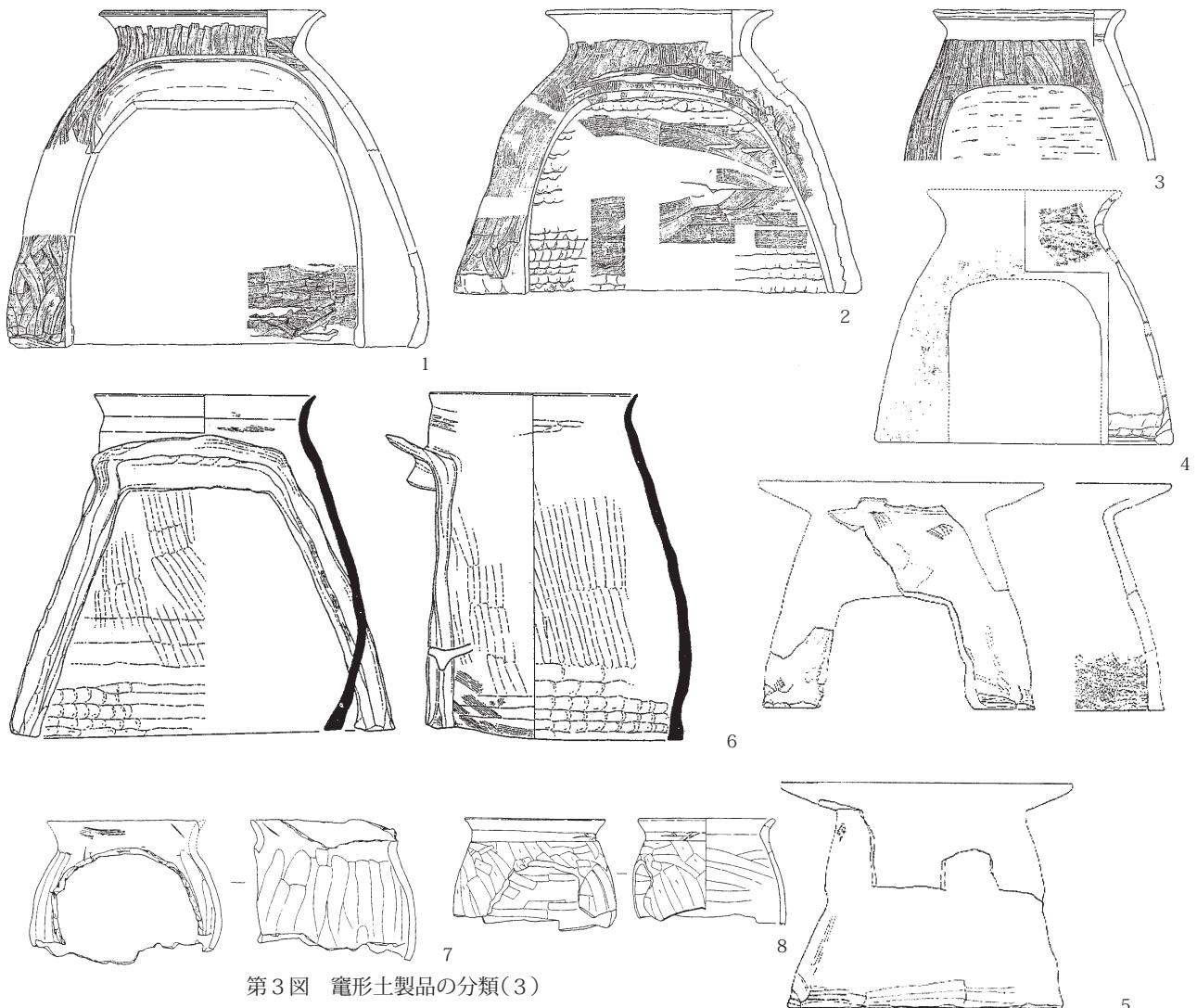
竪形土製品は、多くの地域で初期の整形を継承して外面をハケ目による整形を施しているが、こうした中で、大阪府四條綴市部屋北遺跡、千葉県佐倉市内田端山越遺跡(第4図)、宮城県多賀城市市川橋遺跡S D277、287、整地層から出土の一部には須恵器の技法である平行叩きやアテ具痕がみられる。部屋北遺跡では大量の竪形土製品が出土し、藤田(2009)によると整形もハケ目、ナデ、平行叩きが存在することであり、数値化した中ではハケ目と平行叩きが同数とここでは希少な整形でないとみられる。こうした状況は、前記の伝統的要素を重視する点とは異なる。房総地域では、須恵器の技法による竪形土製品は、内田端山越遺跡以外ではみられないため不确定要素が強いが、この地域では須恵器と土師器が同一工人によって製作され、焼成の違いで分類されることが知られていることから、須恵器工人によって製作された可能性が強い。部屋北遺跡や市川橋遺跡から出土した竪形土製品の一部に須恵器の技法が用いられた要因については今後の課題としたい。



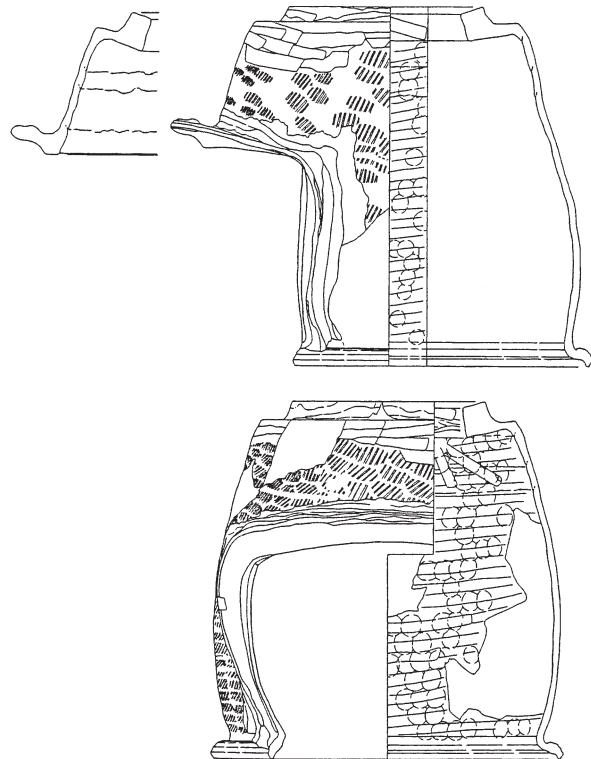
第1図 竈形土製品の分類(1)



第2図 竈形土製品の分類(2)



第3図 竈形土製品の分類(3)



第4図 須恵器技法による竈形土製品

3 分類から見えたこと

各分類を見ると無頸一付け底B a形態のように広範囲、幅広い年代から出土している形態もあるが、出土する年代や分布が限定される形態も存在する。それぞれの形態について概観すると以下のとおりである。

無頸一付け底形態 A a・b・cをみると出土数が少ないこともあり、確実性に乏しいが、A a形態は竈形土製品が導入された初期段階のもので6世紀代までしか存在しない形態である。なお、分布については伏尾遺跡と園第6遺跡の2点しか出土例がみられないため言及できないが、西日本の狭い範囲で使用された可能性は高い。

A b形態も5世紀後半代には出現しており、古墳時代7世紀まで作成・使用されていた可能性が高い。なお、分布は山陰、四国、畿内、北陸、関東、東北と広範囲から出土しており、竈形土製品の普及を考えるうえで重要な形態である。

A c形態は、A b形態に続く形態とみられるが、これも出土例があまり多くないが、難波宮下層や大和川今池遺跡など畿内に集中している。難波宮下層では全体がわからないが数点の出土が見られる。このA c形態は、6

世紀後半から7世紀に比定されるものが大半で、善慶寺早道場遺跡も8世紀第1四半期であることから、ほぼこの時期に集中して使用されて形態とみられる。また、各地にこのA c形態に分類できる可能性がある個体がみられるが残存状態が不良のため確定できておらず、今後の出土例を待ちたい。

無頸一付け庇B形態では、a形態が存続期間も長く、分布域ももっとも広範な形態である。a形態として取り上げたなかにも四之宮下郷遺跡で出土した個体のように地域色を見出せるものが存在している。これは、東国での畿内系土器の様相と同様で、導入当初は、導入された竈形土製品を忠実に模倣しているが、年代が下がるとともにその地域独特の製品が作成されていくようになるとみられる。

B bは、分類の項で記したようにこれに使用する甕や鍋が想定できない形態である。こうしたことは、竈形土製品そのものが簡略化し、実用性を求めるものへと変化した可能性が窺える。しかし、これらの竈形土製品が出土した遺構を見ると比較的律令期の初期8世紀代の遺構が含まれていることから言及は避けたい。

B c形態は、分布が上野に限られる形態である。なぜ、このような形態が出現するのかやや疑問な点があるが、古代初期における上野の重要性から規制が緩和された結果と想定される。

B d形態も分布が限定される形態である。分類の項で記したように上総・下総の二国に限定される。

C a形態とC b形態も一部離れた地域での出土も確認されるが、分布の中心は相模と甲斐が中心である。また、C c形態とした掛け口を複数設けた形態も遠江にあたる西畠屋遺跡、下滝遺跡と3口のものとして摂津にあたる讚良郡条里遺跡のものでは、やや形態が異なることからそれぞれ地域独特な形態と見ることができる。

無頸一曲げ庇形態 この形態は、分布が比較的偏っており、畿内、太宰府、斎宮、多賀城を中心とした地域と長門、三河及び遠江にまとまった分布をみることができる。太宰府や多賀城では、付け庇形態と曲げ庇形態が併存しているが、斎宮では曲げ庇形態だけである。また、三河は、岡安(1997)の集成では庇の状態がわかるものとしては13例があげられているが、そのうち11例は曲げ庇形態とされている。

有頸形態 この形態は、分類の項で記したように日本海側の山陰から北陸に集中し、一部上野などでも分布をみることができる。そして、山陰や北陸では、初期の形態とみられる無頸一付け庇A a形態が園第6遺跡や同じく無頸一付け庇A b形態が寺家遺跡から出土しているが、客体的な存在である。山陰地方の竈形土製品についてまとめた加藤(2005)によると無頸形態は石見や出雲では出土例がみらないとのことである。これに対して伯耆西部

では6世紀中葉から、東伯耆や因幡では5世紀代から無頸一付け庇形態が出土し、有頸形態の出土が少ないとされている。北陸では竈形土製品の出土例自体も少ないが、佐渡では有頸-B形態が主体をなしている。この有頸は、山陰・北陸以外では上野の大通東遺跡でA a形態、東前沖遺跡でB a形態が出土している他に相模国府域の六ノ域遺跡からも掛け口が外側に肥厚するため掛け口下が頸部状を呈する個体が出土しているだけである。

また、土師器甕を転用したD形態の存在は、成整形の項で記したように竈形土製品が従来の形態や外観に固執している点がみられることから、他のものを転用するとしたなら円筒状の形態を呈する円筒埴輪や形象埴輪などの基部を用いるほうがより近い形態のものが得られると思定されるが、敢えて土師器甕を転用したことは、前記のように相模や武藏、下総など関東の東海道諸国にも有頸形態の竈形土製品が存在した可能性がみられる。

分類からみえた地方色

分類ではわずかな出土例しかないものも対象としているため、今後の出土例が増えることによって変化する可能性はあるが、現状では以下のことが言える。

大分類では、山陰の石見と出雲、北陸の越後では、無頸形態がみられず、有頸形態だけであることが特徴的である。中分類では、付け庇形態が大分類あげた地域を除く全国で展開するのに対して曲げ庇形態と有頸形態は広範囲ではあるが、地域が限定されることがわかった。これに対して小分類の形態では全国に展開する無頸一付け庇B a、広域に展開する無頸一曲げ庇A a、有頸-A、有頸-C形態に対して地方色ともいえる形態が存在していることである。この地方色も複数の国域を単位とするものや一つの国域を単位とするものが存在する。複数の国にまたがって出土例がみられるものには、付け庇形態のB d、C a、C c、曲げ庇形態のA b形態である。これに対して单一の国域だけでの出土は、付け庇B c、B d、C c形態の2口の掛け口を有する個体があげられる。

こうしてみると地方色の強い形態は、東海の三河、遠江と関東地方にみられることがわかる。また、この地域では、付け庇-B aで細分までには至らなかった焚口上部が直立気味に立ち上がる形態も相模に限定されている。

こうした様相は、古代の土器と同様に畿内やその周辺では本来の形態に忠実に作成されてる。これに対して畿内から離れた地域では基本的な形態は模倣されるが、細部では独自の形態のものが作成されるようになったとみられる。こうしたことは、形態だけでなく、成整形においても成形で掛け口側から作成されたり、整形がハケ目ではなくヘラナデで行われたり、須恵器の技法が取り入れられたりすることにみられる。

4 出土遺跡・遺構から

本来なら竈形土製品の出土遺跡、遺構、出土状態について列挙しなければならないが、今回本稿を起こすにあたり、研究史で取り上げたように竈形土製品についての考察が掲載されている報告書や研究史が多く存在していた。その結果、一遺跡で遺物の中で竈形土製品が占める比率は低いが、全国の出土例も膨大な数であった。そのため、ここでは頁数の制約もあるので一覧については別の機会に提示したい。

竈形土製品を出土した遺跡では、難波京や平城京などの都城や大宰府、斎宮などの中央官衙、中央に直結する官衙ではまとまった数の出土がみられる。また、地方官衙でも多賀城やその周辺では多賀城跡3点、多賀城廃寺1点、高崎遺跡1点、市川橋遺跡26点、山王遺跡3点の計33点、相模国府及び国府域では湘南新道関連遺跡だけでもから150点が出土し、国府域全体では300～400点の数に及ぶとみられる。しかし、こうした事例は、佐渡国府遺跡で実態は明確ではないが、真野町若宮遺跡、旗射崎遺跡、下国府遺跡など数遺跡から数点の出土例がみられるだけである。この他の国府や国府域では、上野府について国府域とみられる範囲をみても元総社蒼海遺跡群と鳥羽遺跡からの2点、郡家や城柵官衙でも宮城県伊治城で2点などの出土例をみることができないように、ほとんどの国府や郡家など地方官衙でもまとまった出土をみることができない。逆に官衙以外でもまとまった数の竈形土製品を出土する遺跡がある。この代表的なものに大阪府四條綴市部屋北遺跡100点以上、寝屋川市讚良郡条里遺跡群14点以上(報告書VII・IXの計による)、愛知県豊田市江古山遺跡では30点以上、梅坪遺跡28点、千石遺跡21点、岡崎市矢作川河床遺跡20点、山梨県御坂町二之宮遺跡12点以上、山梨市日下部遺跡8点、袖ヶ浦市永台遺跡では西寺原地区12点、遠寺原地区5点の計17点、鳥取県東伯町八橋第8・9遺跡11点、西伯町福成早里遺跡5点、島根県八雲村前田遺跡29点、出雲市中野清水遺跡8点、石川県富来町高田遺跡7点とまとめて出土している遺跡が数少ないのである。しかし、このような竈形土製品がまとまって出土した遺跡のほうが少なく、単独または2～3点しか出土していない遺跡のほうが圧倒的である。また、多くの竈形土製品を出土している遺跡でも集落遺跡では一遺構から出土する個体は多くなく1個体から2～3個体にとどまり、遺構の時期差を考えると同時期に存在したとみられる竈形土製品はわずかであったと想定される。しかし、長期にわたって継続する集落でも竈形土製品を全く出土しない遺構が存在しており、この竈形土製品の出土例の違いには何らかの背景が存在したと考えざるを得ない。

竈形土製品を出土した遺跡からその性格を概観すると部北遺跡や讚良郡条里遺跡群のように造り付け竈に取り

付けるU字形付属具などの出土から渡来系集団の居住地と想定され、竈形土製品もこの集団が持ち込んだとされる集落以外では、神社や寺院など宗教施設や祭祀行為が行われた遺跡に関する遺跡が明確に位置付けられる。

神社遺跡としては島根県青木遺跡や新潟県真野町下国府遺跡がある。

青木遺跡^{注40}は、8世紀から9世紀前半にかけての社殿と想定される3棟の2間×2間の総柱建物などを区画施設が検出され、この施設や周囲より神像や絵馬、木製形代や火鑽臼等の祭祀具が出土し、神社遺構と判断されている。竈形土製品は、社殿を囲む石積の区画内から出土しており、その多くは破片での出土とされる。

下国府遺跡^{注41}は、9世紀代と考えられる溝で区画された内部に3間×2間の同一規模の掘立柱建物が並列して検出されている。こうした配置をもつ遺跡としては千葉県千葉市荻生道遺跡があり、このような施設の事例としては、大阪市住吉神社第三本宮と第四本宮が並列に配置されていることから神社遺跡と想定されている。竈形土製品については報告書に出土の記載がある。

寺院遺跡としては十三宝塚遺跡や多賀城廃寺から出土例がみられる。十三宝塚遺跡は、台形状に回廊が廻り、内部に基壇を設けられている。多賀城廃寺は、多賀城の南東に位置する金堂、講堂、塔、回廊などを有する大規模な伽藍配置がみられる。

祭祀関連では、土器集積、河道や溝などがみられ、土器集積では、石川県高田遺跡や島根県中野清水遺跡^{注43}、河道や溝では前田遺跡、愛知県矢作川河床遺跡、静岡県浜松市西畠屋遺跡、井通遺跡、群馬県富岡小舟遺跡、前橋市二之宮洗橋遺跡、山形県物見台遺跡などをあげることができる。

高田遺跡^{注42}は、能登半島の西部、海岸から1kmほど内陸に入った独立丘に立地する遺跡である。竈形土製品は石製子持勾玉、アホウドリ骨製垂飾、鹿角製觶子、手捏ね土器等の祭祀具と鉄鎌、刀子と古墳時代5世紀後半から6世紀にかけての土師器・須恵器が集積された祭祀遺構から出土している。

中野清水遺跡^{注43}は、斐伊川の左岸、斐川平野の沖積地に立地する土器集積を中心とする祭祀遺跡である。祭祀行為は6世紀後半から9世紀にかけて行われている。祭祀は、6世紀後半から7世紀前半の在地型、7世紀後半から8世紀前半の在地型祭祀に律令祭祀が加わり始めた段階である、在地の小共同体の祭神が律令国家の神祇制度の中に組み込まれた段階、8世紀以降の在地的祭祀の要素が薄くなり、より律令祭祀の色彩が強くなる時期に分類されている。竈形土製品は、在地型、在地型に律令祭祀が加わりはじめた段階の祭祀に伴うとされている。

前田遺跡^{注44}は、意宇川支流の旧河道で水辺の祭祀が行われた遺跡とされている。祭祀具とみられる出土遺物

には、瑠璃製や水晶製をはじめ泥岩製勾玉、木製頭椎大刀柄、木製農具、紡織具、木製琴、火鑽臼等の器材、木製槽、手捏ね土器、6世紀代の大量の土師器・須恵器や建築部材と竈形土製品が出土している。そして竈形土製品は発火具の火鑽臼とともに穀物加工の杵、製塩土器、甌、甕などと祭祀の場で食物を加熱調理に使用されたとされている。

矢作川河床遺跡は、旧河道の遺跡であるが、墨書土器、鳥形・刀形木製品などともに竈形土製品が出土している。

明確な遺構としては捉えられていないようであるが、出土した墨書土器や木製品から祭祀に使用されたものが流されたか河道に堆積したとみられる。なお、竈形土製品の中には内面に煤や炭化物が付着したものがあり、前田遺跡で提示されたような祭祀の場での調理が窺える。

西畠屋遺跡^{注45}は、古墳時代後期から奈良時代にかけて河道で大量の土製品や土器や鉄製刀子などを使用した祭祀が行われた遺跡である。祭祀具とみられる出土遺物は、100点を超す土製馬形、土製人形、支脚、皮袋形土製品、内面底部に突起を有する特殊な鉢状土器、手捏ね土器をはじめ大量の土師器・須恵器の供膳具・貯蔵具・煮沸具と無頸一付け庇形態C cの掛口を2孔有する竈形土製品が出土している。竈形土製品や煮沸具には使用された痕跡がみられものと全く使用された痕跡がみられないものが存在することから、前田遺跡と同様に祭祀の場での調理も想定されるが、直接祭祀具として使用されたものも存在している。この祭祀については、伊場遺跡との比較研究から郡家周辺または一般集落でとりおこなわれた祭祀と位置付けている。

井通遺跡^{注46}は、浜松市細江町、浜名湖北西部に位置する。この遺跡では弥生時代～中世にいたる集落とともに奈良時代には、遠江引佐郡家関連施設が造営され、湾岸機能を有する「郡津」、宿泊供給施設の「館」として展開している。竈形土製品は奈良時代から平安時代初期の大量の供膳具や甕や陶硯、墨書土器、土馬、陶馬を出土する溝S D 3004から出土している。溝S D 3004は、大溝に接する区画溝で土馬・陶馬などの祭祀具の出土から、区画ごとに異なった祭祀を行ったと捉え、場所は区画の境となる区画溝で執り行つたと理解される。港湾施設として物資・人が集散機能を考えると、穢、罪、疫病が招入しやすい環境にあると考えられ、人面墨書土器や土馬、陶馬による祭祀行為によって、施設内への穢れなどを取り除く祭祀が行われたといいる。

富岡小舟遺跡^{注47}は、古墳時代後期から平安時代にかけての集落と河道とみられる大溝が検出されている。竈形土製品が出土した29号溝からは8世紀から9世紀代を中心とした須恵器の杯蓋・身、椀、高盤、長頸壺、短頸壺、横瓶、甕などと土師器杯、甕、手捏ね土器、土錘などが出土し、供膳具には「野田」、「子野」、「万」など墨書

されたものもみられた。報告書では、大量の供膳具や竈形土製品、墨書の存在から祭祀や儀礼行為に伴う供膳具がこの大溝に投じられたとしている。

二之宮洗橋遺跡^{注48}は、6世紀から8世紀にかけての集落と窪地や河道が検出され、窪地や河道から7世紀から9世紀にかけての供膳具や貯蔵具、煮沸具、円面硯、竈形土製品の破片が出土している。そのうち、土師器や須恵器の杯には「芳郷」、「郷」、「厨」、「舟」、「大」、「中」、「得万」などが墨書したものがみられた。報告書では、遺跡の性格について言及していないが、東国での墨書土器の性格や河道に大量の土器を投じた遺跡などを比較すると祭祀に関わる行為が行われたことが窺える。

物見台遺跡^{注49}は、山形県東部の山形盆地内の微高地に立地する。調査では、6世紀代の堅穴住居と河道(報告書では大溝 S D 15)が検出されている。河道は100年間ほどの間に数回の洪水に起きているとさる。この河道からは6世紀代の大量の土師器・須恵器の供膳具・貯蔵具・煮沸具とともに手捏ね土器、土製玉、管玉、石製紡錘車、石製模造品、砥石、磨石、凹石と無頸一付け庇形態A bの竈形土製品が出土している。竈形土製品は、内外面とも弱いヘラナデによるとされている。

河川や溝からの竈形土製品の出土については、平城京や長岡京など都城や畿内では、ミニチュアの竈形土製品を使用した祭祀を多く見ることができる。

平城京で運河機能を果たしていた東堀河の左京八条三坊九坪や左京八条三坊坪境小路側溝 S D 1155や京の南で下ツ道が河川を渡河する橋脚が設置された地点の稗田遺跡などをあげることができる。平城京では、こうした河川や側溝に大量の土器とともに人形や土馬、ミニチュアの竈形土製品、人面墨書土器が出土しており、祓いなどの祭祀が行われたとされている。

こうした状況は、古墳時代と律令時代では河道や溝に竈形土製品を投じる祭祀のあり方が変化していると考えられる。その背景は、金子裕之(1985)^{注50}が指摘している「模型カマドは平城京の13カ所から出土し、そこでは土馬や人面土器など、祓い関係の遺物と伴うことをみると、竈神を和めるための捧げ物とするよりも、逆に破損して、竈神の動きを封じ込めようとしたものではないだろうか。竈そのものはすでに古墳時代に伝来しているのだが、祓いの目的で模造カマドをつくることは8世紀にみられることだから、この頃改めて祓いの概念が伝わった解釈するのか、あるいは前代の古墳副葬の習俗が姿を変えて甦ったと解するのかいずれかであろう。」と指摘しているが、道教の伝来が7世紀代とされていることをふまえると前者の「あらためて祓いの概念が伝わった」と考えたい。

竈形土製品については、宗教関係遺跡や祭祀関連遺跡、官衙関連だけでなく集落遺跡からも出土しているが、集

落遺跡では、竪穴住居、土器集積、加工段、性格不明遺構、遺構外など多岐にわたる遺構から出土し、その状態や状況は千差万別である。こうした中で数多く出土例がみられる竪穴住居を中心に検討を行う。

集落遺跡、特に竪穴住居から出土した竪形土製品については、稲田(1978)が示した別火の信仰による用具との指摘があるが、実際の使用はどのような状態であったのか解明されてない。こうしたなかで、使用されていた状態や置かれていた状態がわかる出土例が数少ないがみることができる。

出土例としては、福島県いわき市小茶円遺跡、茨城県那珂町森戸遺跡、湘南新道関連遺跡六の域遺跡、江古山遺跡、名和中畠遺跡、島根県益田市久城西I遺跡などをあげることができる。

小茶円遺跡では、遺構外のK58グリッドとから基部が正位にと置かれた状態で出土し、上部も破片で出土している。出土位置は下位に竪穴住居が存在するが埋没後で当時の生活面とみられる層位の浅い窪みに竪形土製品を据えたとみられる。また、J16グリッドからは上半部だけの出土であるが、出土位置からは焼土が確認されており、報告書では使用状態を示すとされている。

森戸遺跡^{注51}では、10世紀中葉に比定される造り付け竪が構築されている29号竪穴住居から出土した竪形土製品が据え置かれた状態で出土していた。竪形土製品は、竪穴住居北東部の床面に基部が床面に接しており、正位で置かれた状態であった。このため、後世の耕作によって上半部が欠損した状態であるとされている。

湘南新道関連遺跡六ノ域遺跡(第5図)^{注52}では、10世紀末から11世紀前半に比定される(2・3区)N H27号竪穴住居から正位で据えられていた竪形土製品が出土している。竪形土製品は床面とみられる位置に据え置かれた状態で、上半部は森戸遺跡戸と同様に欠損した状態であった。また、竪形土製品の内側には使用状態を示すように焼土塊が確認されている。しかし、この遺構について調査担当者は、遺構の記載の項で「遺物集中の範囲には暗褐色土の広がりがみられたが、プランの見え方や壁の立ち上がりは決して明瞭では無い。遺構としての規模も小さく、本来は『遺物集中』・『カマド(状)遺構』として報告すべきかもしれないが、置きカマドの出土状況とその内側の焼土塊の存在から使用時の状況を留めていると判断し、差しあたり『住居』として報告する。」と記述し、竪穴住居以外の遺構の可能性を示唆している。

江古山遺跡では、7世紀末葉の性格不明遺構S X03から竪形土製品が原位置を示している。この遺構は7世紀中葉の造り付け竪が構築されている竪穴住居S B04と重複しており、底面は平坦であるが、形状は不整形を呈するものである。竪形土製品は、竪穴住居S B04との重複する際の底面から潰れた状態で出土している。なお、竪

形土製品の周囲からは大型の皿、煮沸用の甕が出土しており、この遺構で使用されていたと想定されている。また、編集者は、遺跡が6世紀代の古墳群と7世紀から8世紀代の集落が隣接して確認されていることから「本遺跡の竪形土製品は、古墳を前にした祖靈崇拜の祭祀などに用いられた可能性がある。竪形土製品の破片が強い被熱痕跡を残していないことからも、これが墓前において冥界の食物を調理し、後に古墳周堀などに廃棄した状況を物語っているのではないだろうか。」としている。

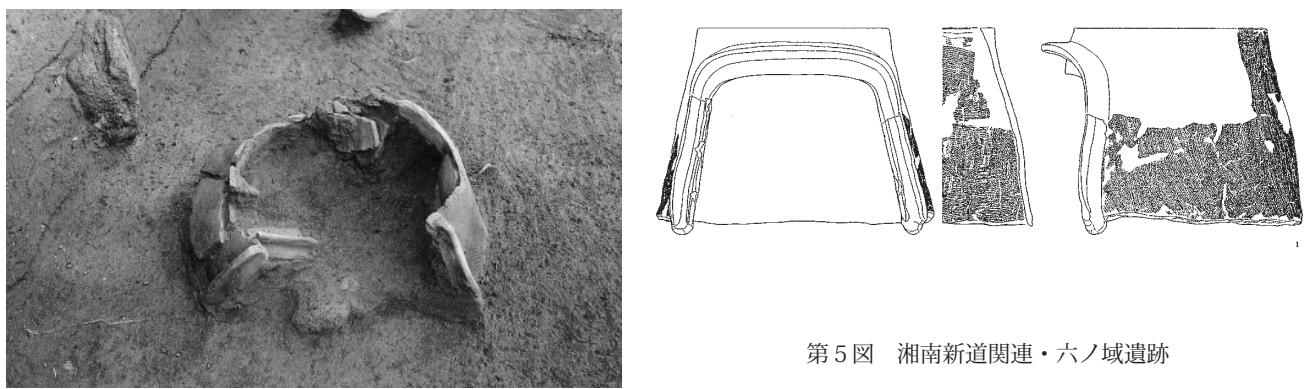
古墳に対する祖靈崇拜の祭祀については、否定的な議論も存在するが、ミニチュアの竪形土製品がもつ「黄泉戸喫」の性格や今日では古墳の前庭部での墓前祭祀が行われていたことが論じられていること、江古山遺跡では竪形土製品が古墳周堀などからも出土していることから祖靈崇拜の祭祀とは無関係ではないと考えられる。

名和中畠遺跡(第6図)^{注53}では、古墳時代終末期、陶邑須恵器編年T K217形式に平行する時期に比定される竪穴住居4から出土した竪形土製品が原位置を示している。この竪穴住居は、床面のほぼ中央に地床炉が設けられている。竪形土製品は北東角に近い床面に潰れた状態で出土している。竪形土製品の下からは焼土が確認されており、内部には煤が付着しており、さらに焼土とその周囲にかけてはわずかな窪みが認められることから、竪形土製品をしっかりと据えるためとしている。

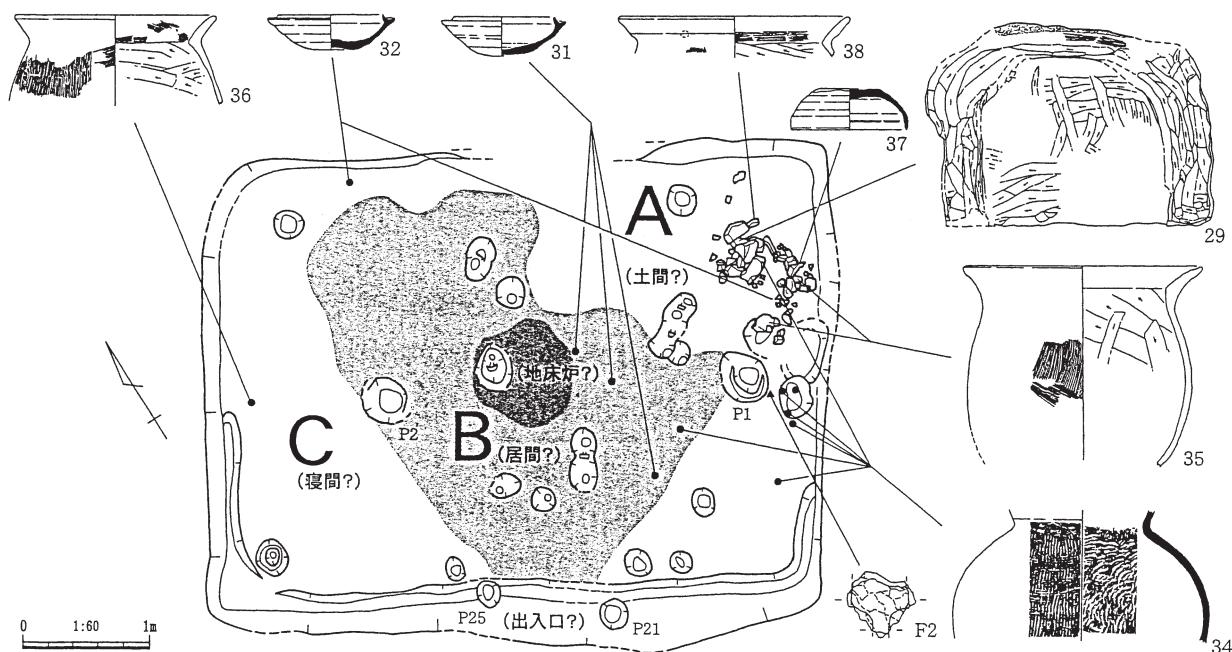
使用状態からは、竪穴住居内での使用が認められるが、竪形土製品を出土した竪穴住居の内部で炉などの火処を除く焼土が確認できたものは名和中畠遺跡以外ではみることができない。こうした事例から竪形土製品は原則的に屋外で使用され、屋内で保管されていた可能性が高いことを示しているとみられる。

久城西I遺跡(第7図)^{注54}は古墳時代前期から後期にかけての遺構が重複する複合遺跡である。遺構は、竪穴住居、溝、急斜面に造成された加工段などが検出されているが、竪形土製品が出土している遺構は、後期の加工段である。使用状態がわかる遺構は、加工段1である。この加工段は斜面を造成して平坦面を造り、斜面側の周囲に溝を設けている。竪形土製品は、斜面に近い床面から出土し、多くの破片が出土しているが、風化が激しいため接合するには至っていないようである。また、出土位置に隣接する地点では焼土も確認され、この遺構での使用が窺える。また、同様な加工段7でも竪形土製品が出土しているが、加工段7では、焼土からやや離れた溝からの出土である。なお、竪形土製品が激しい風化をした状態であるが、この加工段には上屋が存在していなかった可能性が高いとしている。

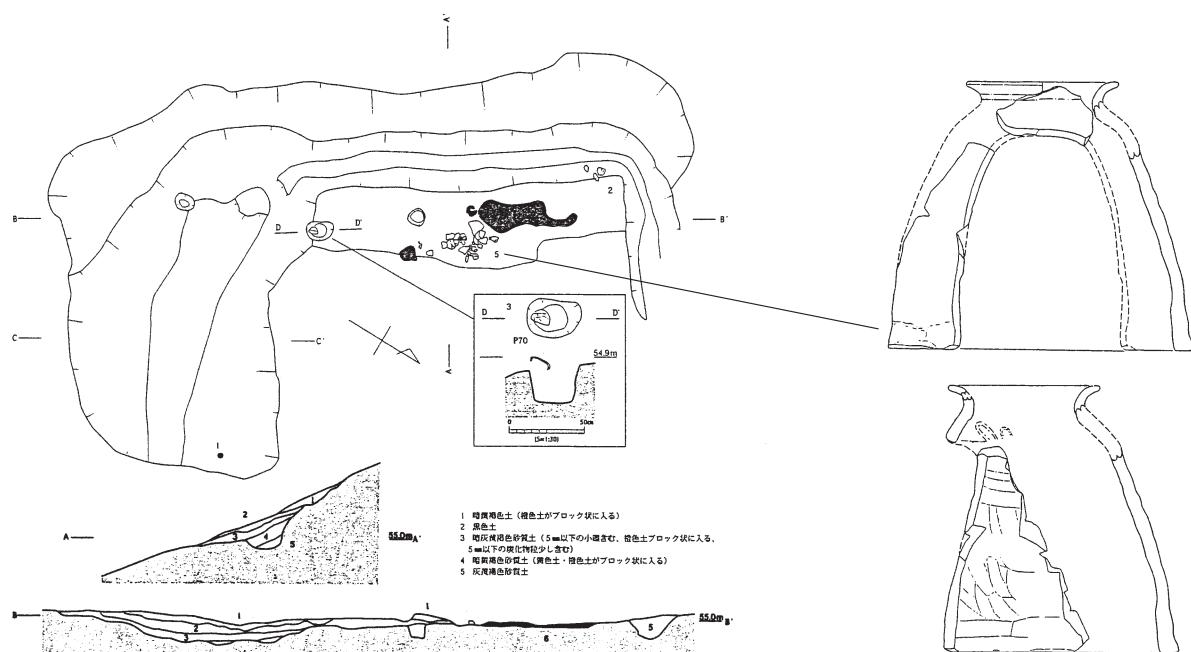
こうした使用状態の事例をみると湘南新道関連遺跡N H27号竪穴住居や名和中畠遺跡竪穴住居4など竪穴住居内部での使用例も確認されているが、湘南新道関連遺跡



第5図 湘南新道関連・六ノ域遺跡



第6図 名和中畠遺跡



第7図 久城西I遺跡

NH27号竪穴住居については遺構そのものが竪穴住居出るかについて疑問視されており、屋外で使用した後、一緒に使用した土器とともにそのまま置かれた可能性が窺える。

次に各遺構種にみることにする。竪穴住居内部から竪形土製品を出土している遺構は、畿内を除く各地でみることができる。その中で竪形土製品の残存率が比較的良好で床面上から出土したものは、先の森戸遺跡の例にみられるように竪穴住居の床面からであるが、焼土痕など内部で使用した痕跡が認められない事例が多く、竪形土製品がどのように使用されたかが課題である。また、森戸遺跡では竪穴住居の壁際ではなくやや壁から離れた位置からの出土で、こうした例は、群馬県甘楽町善慶寺早道場遺跡19号竪穴住居、市原市坊作遺跡231号竪穴住居、佐倉市内田端山越遺跡18H A5号竪穴住居なども同様である。なお、善慶寺早道場遺跡19号竪穴住居は当初3.8×4.7m四方の床面を有していたが、その西側3.0m四方だけに縮小しており、縮小した部分は礫を積み上げている。竪形土製品は、改築される前の造り付け竪の前から出土しており、竪穴住居を縮小する際に埋め戻されたとされている。

このように集落からの竪形土製品の出土状況をみると竪穴住居屋内の使用は、ごく稀で使用自体は屋外で行われ、保管は竪穴住居内部におかれていったとみられる。その保管も日常の供膳具などとは異なった様相がみられる。竪穴住居の床面から竪形土製品が出土する状態は、稻田(1978)が示しているように別火の信仰と結びついた用具であったり、狩野敏次^{注56}が「貧窮問答歌」について従来の解釈と異なる解釈を示しているような祭祀具であったとしても竪穴住居の中央ではなくとも壁から離れた位置に置かれていることは、一般的に解釈すれば保管された状態とは言い難く竪穴住居からの出土状況は現在のわれわれにとって理解しがたいものがある。

そうした中で竪穴住居の造り付け竪からの出土例は、当時の竪神信仰とのかかわる事例として理解できる。造り付け竪の出土例としては、愛知県江古山遺跡竪穴住居SB05カマド1、山梨県山梨市日下部遺跡9号竪穴住居、一宮町北堀遺跡16号竪穴住居、八代町下長崎遺跡5号竪穴住居、神奈川県平塚市真土六ノ遺跡、六ノ域遺跡、四之宮高林寺、四之宮下郷遺跡、新明久保遺跡、千葉県袖ヶ浦市永吉台遺跡、群馬県高崎市下佐野遺跡4区43号竪穴住居、北原遺跡64号竪穴住居、雨壺遺跡25号竪穴住居などである。この中でも平塚市域の遺跡では新明久保遺跡で11点の竪形土製品が出土し、そのうち竪穴住居は6棟6点で造り付け竪からは3点、中原上宿遺跡では2棟2点、四之宮下郷遺跡では5棟3点、高林寺遺跡では4棟2点をはじめ六ノ域遺跡、諏訪前遺跡などの竪穴住居造り付け竪から竪形土製品が出土している。また、永

吉台遺跡では11遺構から17点の竪形土製品が出土し、そのうち竪穴住居は10棟18点で造り付け竪からは6点に及んでいる。

造り付け竪から出土した竪形土製品では、日下部遺跡9号竪穴住居のように全体が復元できる個体は稀で、大部分は小破片である。竪形土製品が造り付け竪の構築材として使用された可能性も示唆されるが、造り付け竪の構築材に使用されている土器をみると焚口に使用されているものは甕の完形品が多く、天井部でも比較的大きな破片が使われている。造り付け竪から出土している竪形土製品は小破片が多くみられることや造り付け竪の底面や掘り方などからの出土もみられるので構築材としての用途の可能性は低いことからも竪神信仰^{注57}との関係が想定される。

なお、竪穴住居から出土する竪形土製品は九州地方をはじめとし西国でも出土例がみられるが、竪穴住居の造り付け竪からの出土例は、三河、甲斐、相模、上総、上野など東国の一帯である。

集落遺跡では、竪穴住居以外に加工段や不明遺構、土器集積といった遺構がみられる。

性格不明遺跡としては、島根県安来市高広遺跡、江古山遺跡があげられる。高広遺跡では、II区S X01から竪形土製品が出土しており、焚口の一部を欠損しているだけで比較的良好な残存状態としている。この遺構は、8.8×5.6mの不定形の範囲を掘り窪め、古墳時代後期の大規模の供膳具、貯蔵具、煮沸具をはじめ支脚、玉類などが出土しており、土器集積に近い状態である。

土器集積については、研究史の項で取りあげた本郷畑内遺跡があげられる。この他に、使用例で取りあげた湘南新道関連遺跡NH27号竪穴住居も該当するとみられる。しかし、両遺構では性格が異なり、本郷畑内遺跡の土器集積では、竪形土製品が使用された痕跡はみられず、供膳具などとともに使用後に集積されたとみられるのに対して、湘南新道関連遺跡NH27号竪穴住居では竪形土製品が使用されたままの状態で残されていた。しかし、両遺跡とも9世紀以降の遺構であり、祭祀の形態も松尾(2010)らによって指摘されているように変化していることを考慮すると祭祀遺構の可能性も考慮する必要があるのではないだろうか。

遺跡での竪形土製品の様相を概観すると祭祀遺跡の项でみられるように古墳時代と律令期以降ではその背景が変化していることがわかった。古墳時代には、ミニチュアの竪形土製品が古墳などに副葬されるように黄泉の調理具や外来の調理具といった背景が強かったのが、道教の伝来とともに竪神の依代的なものへと変化したとみられる。律令期にも稻田(1987)や狩野(2004)が示した祭祀具や別火の信仰の対象具としての機能や用途はあり続けるが、東国へ竪神信仰が伝わる中で、竪形土製品が祭祀

に使用される器財であることや本来はミニチュア竈が依形であることから変化して竈形土製品自体が竈神の依代として信仰の対象とされるようになったと考えられる。その結果、竈神の依代としての見方が東国での造り付け竈内に竈形土製品を埋め込むことにつながったと考えられる。

これは、水野正好(1985)^{注58}が「竈形代もまた大祓を飾る大事な文物であります。一般の住居が造り付け竈をもつてに対してまして漢人系氏族の中には『韓竈』と呼ばれる移動できるカマドが盛行していました。奈良時代、こうした竈のミニチュアが作られ『竈形代』となっています。竈神が年二度、天帝に家族のその間の功罪を報告するために上帝し、大過の場合には寿命3年、小過は寿命3日も縮めると中国では考えられていましたので、こうした上帝を防ぎ寿命を全うするために竈神を竈形代として作り出し、庚申三戸同様に徹夜して寝むらず、種々の供献をなして一夜を過ごすといった観衆が我が国にも浸透はじめたと見てよいのであります。奈良時代から庚申信仰が盛んになりましたが、竈形代自体も相似た慣習でありますし、中国の『抱朴子』には、竈神上帝、三戸上帝が並記されていることもあります、こうした中国の慣行が容易に我国に導入されたのであると考えます。」と指摘していることが、東国では、庶民の間で竈形代を河川に流して祓うのではなく竈神の上帝を防ぐ手段として竈神の依代とした竈形土製品を造り付け竈に埋め込んでしまう行為に及んだと想定される。

以上、遺跡や遺構での竈形土製品の出土状況を検討したが、時代や地域によって異なる事例をみることができた。特に集落や竪穴住居での竈形土製品の出土状況をみると西国ではみられない竈形土製品を造り付け竈へ埋め込む行為がみられなど異なる状態がみられた。東国では東へ向かうほど古墳時代に位置づけられる竈形土製品の出土はわずかで、造り付け竈の普及とは異なり、竈形土製品を使用する行為が普及していない。東国への竈形土製品の普及は、道教による竈神信仰が伝来されたとみられる7世紀後半以降に竈神信仰が庶民の間にも普及した結果といえる。竈神に対する信仰は、水野(1985)が指摘しているように人間の長寿、生への強い願望によるものと考えられ、この願望には貴賤による差はないことから広く竈神信仰が普及した結果ともいえる。東国における竈神信仰は、竈形土製品だけでなく支脚や墨書き器などの使用例、竪穴住居廃棄時の造り付け竈の破壊行為など多岐に及ぶことが指摘されているが、造り付け竈への竈形土製品の埋納は、竪穴住居に生活する人々の竈神に対する信仰への身近な行為の一つであったとみられる。

竈形土製品を出土遺跡や遺構からみると結果的には、祭祀行為の中で使用されていたことになる。そして古墳時代と律令期、飛鳥時代以降では、都城だけでなく地方

においてもその性格が異なる。このことは、古墳時代には、竈形土製品が祭祀具としての要素が強いが、律令期以降には祓いなどの祭祀で形代や竈神信仰での依代としての性格が強くなったとみられ、その対象も相模や上総などでの国府周辺では広く庶民に広がっている。

こうした現象は、律令制による統治が進み中央集権化がなされていくとともに大陸からもたらされた文物の普及や浸透によって古代社会が変化していくことが一つの要因としているとみられる。

おわりに

竈形土製品については、多くの研究者によって論考や考察が行われているが、その対象地域が県内やその周辺地域に限定されることが多く全国を対象としたものが少ないことから、地域間の特色や用途の違いなどについて語られることが少なかった。今回、あらためて考える機会を得て、いろいろ見ていくうちに形態や出土遺跡・遺構などで東国と畿内・西国の竈形土製品について前述のように同様なこともみられたが、異なることもみることができた。西国の状況については資料の集成も一部にとどまり、十分な検討ができていないため把握していないことが多いと思われる。そのため記載したことが正しいか迷うところがある。祭祀については浅学のため十分な検討までには至らず、先学の成果を引用した点が多いが、竈形土製品を使用した西国と東国でのあり方について多少はあるが提示できたと思う。

研究紀要のため頁数に制約がある関係で本来掲載しなければいけない出土についての一覧表や祭祀遺構での竈形土製品の出土状況図が提示できなかった。そのため、本文だけでは読み取ることができない状態も存在する点はご容赦願いたい。

また、やや雑駁なものになってしまったが、竈形土製品についての現状把握は行えたと考える。今後、各方面の方々からご批判やご教示をいただければと思います。
謝辞 今回、竈形土製品について再検討するあたり、新潟県の資料を提供していただいた新潟県教育委員会山本肇氏とこの機会を与えていただいた当時事業団の諸氏には感謝の意を表します。

注

注1 竈形土製品の名称については、先(1988)に執筆した段階では「竈形土器」を使用したが、その使用法をみると「器」には違和感があるので「土製品」とした方が適切と判断し、大道東遺跡での報道資料、考察ではこの用語を使用している。なお、2015年に群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館最新情報展では、一般向けの展示であることから「置きカマド」を用いた。

注2 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編集1988「財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団創立十周年記念論集」に寄稿

注3 島田貞彦1928「本邦古墳発見の竈形土器」『歴史と地理』22巻5号山川出版社

注4 小林行雄1949「黄泉戸喫」『考古学集刊』第2冊東京考古学会

- 注5 水野正好1982「竈形—日本古代竈神の周辺」『古代研究』24元興寺文化財研究所 p1-13
- 注6 近野正幸1990「古墳出土の炊飯形土器について—黄泉戸喫小考(1)ー」『神奈川考古』26神奈川考古同人会 p99-119
- 注7 稲田孝司1987「忌の竈と王権」『考古学研究』97、第25巻1号 考古学研究会 p52-69
- 注8 鹿沼敏子1986「荒砥北原遺跡出土の竈形土器について」『荒砥北原遺跡・今井神社古墳群・荒砥青柳遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第52集 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 p120-122
- 注9 抽稿1988「東国出土の竈形土器についての検討」『十周年記念論集群馬の考古学』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 p411-426
- 注10 水口由紀子1987「[研究ノート]土製竈」『貝塚』39物質文化研究会 p1
- 注11 金子裕之1985「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集 国立歴史民俗博物館 p219-290
- 注12 水口由紀子1990「南関東における竈形土器を持つ集落遺跡の性格」『物質文化』54物質文化研究会 p44-58
- 注13 中村信義1990「竈形土器考」『播磨考古学論考—今里幾次先生古稀記念—』今里幾次先生古稀記念論文集刊行会 p465-479
- 注14 近澤豊明1992「竈形土製品について」『長岡京古代論叢Ⅱ』中山修一先生喜寿記念事業会編集 三星出版発行 p439-453
- 注15 岡野秀典1992「置きカマド」『甲斐型土器研究グループ第1回研究集会資料 甲斐型土器—その編年と年代—』山梨県考古学協会 p24-25
- 注16 岡野秀典1994「甲斐国の竈形土器」『山梨考古学論集Ⅲ—山梨県考古学協会一五周年記念論集—』山梨県考古学協会 p265-286
- 注17 湯原勝美1995「集落内出土の竈形土器—東北南部から房総地方出土例を中心として—」『研究紀要』創刊号 山武考古学研究所 p113-133
- 注18 上村安生1996「伊勢・伊賀における古代土師器煮沸具の様相」『鍋と甕 そのデザイン—第4回東海考古学フォーラム1996—』考古学フォーラム編集部 東海考古学フォーラム尾張大会実行委員会 p229-255
- 注19 黒沢秀雄1997「古墳時代の置きカマドについて」『研究ノート』6号 財団法人茨城県教育財團 p119-136
- 注20 森泰通1997「移動式カマドについての覚え書き—豊田市江古山遺跡出土例をもとに—」『三河考古』第10号三河考古学談話会 p22-31
- 注21 豊田市教育委員会2013「江古山遺跡調査報告書」
- 注22 岡安雅彦1997「三河地方出土の竈形土器」『三河考古』第10号三河考古学談話会 p193-206
- 注23 四柳嘉章1999「第4章(研究編)8. 高田遺跡祭祀遺構の性格(1)竈形土器について」『高田遺跡—能登における古墳時代祭祀遺構等の調査—』石川県富来町教育委員会 p224-226
- 注24 椿徹1999「古墳時代の竈形土器について—豊浦町高野遺跡の出土例を中心として—」『高野遺跡(北地区)』財団法人山口県教育財団、山口県埋蔵文化財センター調査報告第9集
- 注25 鈴木一有2000「台3章総括 移動式竈」『笠井若林遺跡4次』(財)浜松市文化協会
- 注26 千葉孝弥2001「VI考察2 出土遺物の分析(3)竈形土器」『市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第60集、多賀城市教育委員会
- 注27 鳥羽英継2002「第2節屋代遺跡群出土の竈形土器について」『長野県更埴市屋代遺跡群 附松田館』更埴市教育委員会 p112-125
- 注28 岩橋孝典2003「山陰地域の古墳時代後期～奈良時代の炊飯具について—土製支脚・移動式竈を中心として—」『古代文化研究』No.11島根県古代文化センター p55-81(竈形土製品については p69-73)
- 注29 渡邊淳子2003「第6章付章第2節讚岐における古代移動式竈について」『四国学院大学構内遺跡発掘調査報告書』善通寺市埋蔵文化財発掘調査団・善通寺市教育委員会
- 注30 加藤裕一2005「第5章 まとめ 2. 移動式竈について」『名和中畠遺跡』鳥取県教育財団調査報告書103 財団法人鳥取県教育財団 p55-60
- 注31 藤田道子2009「第1章 古墳時代出土の土器と遺構の検討 ⑥移動式カマド」『郡屋北遺跡I—総括・分析編—』大阪府埋蔵部文化財報告2009-3 大阪府教育委員会 p12-14
- 注32 抽稿2010「V総括 3 大道東遺跡出土の竈形土製品」『大道東遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第506集 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 注33 柳沼千枝2012「祭具としての韓カマド」『企画展 火の神生命の神—古代のカマド信仰をさぐる—』横浜市歴史博物館
- 注34 森泰通2013「第4章総括 4. 古墳時代中期～後期 b. 移動式カマド」『江古山遺跡』豊田市埋蔵文化財発掘調査報告書第55集、豊田市教育委員会
- 注35 古川一明2014「古代東北地方における特殊な形態の煮沸用土器について」『東北歴史博物館研究紀要』15 東北歴史博物館
- 注36 飯田陽一2015「第IV章総括 2 特筆される遺物②カマド形土器」『本郷烟内遺跡』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第594集 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 注37 埋蔵文化財研究会1992「第32回埋蔵文化財研究集会 古墳時代の竈を考える」
- 注38 古代の土器研究会1996「古代の土器研究会第4回シンポジウム古代の土器研究—律令的土器様式の西・東4 煮沸具—」
- 注39 古代の土器研究会1996「古代の土器4 煮沸具(近畿編)」
- 注40 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター 2006「青木遺跡II(弥生～平安時代編)」
- 注41 真野町教育委員会1977「下国府遺跡発掘調査報告書」、財団法人千葉市教育振興財団埋蔵文化財調査センター 2004「千葉市昭和の森遺跡群 I 荻生道遺跡、井上尚明2000「考古学から見た古代の神社—もう一つの律令祭祀—」『埼玉県立博物館紀要』25号埼玉県立博物館 p1-18
- 注42 四柳嘉章1999「第4章(研究編)8. 高田遺跡祭祀遺構の性格」『高田遺跡—能登における古墳時代祭祀遺構等の調査—』石川県富来町教育委員会 p224-234
- 注43 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター 2004「大津町北遺跡 中野清水遺跡、松尾充晶2010「古代山陰、出雲の祭祀遺跡」『出雲国の形成と國府成立の研究—古代山陰地域の土器様相と領域性—』島根県古代文化センター p277-287
- 注44 島根県八雲村教育委員会2001「前田遺跡(第II調査区)」八雲村文化財調査報告19、笹生衛2013「古代祭祀の形成と系譜—古墳時代から律令時代への祭具の変遷(上)ー」『古代文化』VOL.65 p54 ~ 55
- 注45 財団法人浜松市文化協会1999「西畠屋遺跡1999 静岡県浜松市有玉南町 西畠屋遺跡 発掘調査報告書」、鈴木一有2013「古代祭祀の形成と系譜—古墳時代から律令時代への祭具の変遷(上)ー」『古代文化』VOL.65 P 81
- 注46 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所2007「井通遺跡 井伊谷川流域の遺跡II」静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告第174集
- 注47 富岡市教育委員会2008「富岡小舟遺跡」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第28集
- 注48 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団1994「二之宮洗橋遺跡」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第166集
- 注49 山形県教育委員会「三軒屋物見第遺跡(2)」山形県埋蔵文化財調査報告書第107集
- 注50 金子裕之1985「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集 国立歴史民俗博物館 p267
- 注51 財団法人茨城県教育財團1990「北郷C遺跡 森戸遺跡」茨城県教育財團文化財調査報告第55集
- 注52 財団法人かながわ考古学財団2007「湘南新道関連遺跡I 大会原遺跡 六ノ域遺跡」かながわ考古学財団調査報告208 p330-335
- 注53 財団法人鳥取県教育財團2005「名和中畠遺跡」鳥取県教育財団調査報告書103 財団法人鳥取県教育財團
- 注55 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター「久城東遺跡・若葉台遺跡・久城西I遺跡・久城II遺跡・原浜遺跡」
- 注56 犬野敏次2004年「第1章カマドの歴史 『貧窮問答歌』のカマド」『かまと』ものと人間の文化史117法制大学出版局 p45-49
- 注57 荒井秀規2006「竈神と墨書き土器」『古代の信仰と社会』国士館大学考古学界編 p217-248
- 注58 水野正好1985「招福・除災—その考古学—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集 国立歴史民俗博物館P303
- ※竈形土製品掲載の報告書については紙面の大部分を都合上割愛した。今後、別の機会に提示したい。